

ベトナム国
競争法施行、競争政策実施
キャパシティ強化プロジェクト
事前評価調査報告書

平成 20 年 8 月
(2008 年)

独立行政法人国際協力機構
公共政策部

序 文

日本政府は、ベトナム社会主義共和国政府の要請に基づき、同国の商工省競争管理局の機能強化ならびに審査官の能力向上を支援することを決定し、独立行政法人国際協力機構は平成 20 年 6 月 29 日から 7 月 12 日まで事前評価調査団を派遣しました。

本調査では、競争管理局他関係機関との協議を通じて先方協力ニーズの確認を行い、プロジェクトの枠組みについて認識の共有を図りました。これら協議内容は議事録 (M/M) としてまとめられ、署名・交換されました。ベトナム政府においては、署名された議事録を関係省庁に諮り、協議議事録 (R/D) の署名に向けた準備を進めていくことが期待されます。

本報告書が、今後のプロジェクトの立ち上げと円滑な実施、ならびに関係者の参考として活用されれば幸いです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 20 年 8 月

独立行政法人国際協力機構
理 事 橋 本 栄 治

地 图



目 次

序文	
地図	
第1章 事前調査団の派遣	1
1. 調査の背景	1
2. 調査目的および対処方針	1
3. 団員構成	1
4. 調査日程	2
第2章 協議結果の概要	3
1. プロジェクトの内容等	3
2. 調査団所見	7
第3章 競争政策と競争法の執行状況	8
1. 競争管理局の概要	8
2. 競争評議会の概要	13
3. 競争政策と競争法の概観と執行状況	14
4. その他関連法	20
5. 関連ドナーによる取り組み動向	21
第4章 競争法執行上の課題及び我が国支援の在り方	23
1. 競争法執行上の課題	23
2. 我が国支援の在り方	26
第5章 プロジェクトの概要	29
1. プロジェクトの基本計画	29
2. 事前評価結果	34
付属資料1 質問表	38
付属資料2 署名済M/M、R/D案、PDM案、PO案	43
付属資料3 資料収集リスト	
【政令等】	
Competition Law	62
Decree110/2005	107
Decree116/2005	118
Decree120/2005	168
Circular19/2005	195
Decree05/2006	204
Decree06/2006	207
【部署・業務説明資料】	
Overview on Vietnam Competition Administration Department	213
Division for Investigation of Competition Restriction Cases	220
Division for Investigating and Settling Unfair Competition Cases	226

Technical Assistance Needs of Center for Competition Information and Data for the period 2008 - 2010.....	232
Economic Concentration Control in Vietnam.....	237
Function and Responsibilities of Competition Administration Division.....	250

第1章 事前調査団の派遣

1. 調査の背景

競争法は近年途上国でも導入が相次いでおり、経済法に関する技術協力への取り組みは日本国内でも関心が高まっている。ベトナムの競争法は2005年7月1日に施行されているが、執行機関であるベトナム競争管理局（VCAD）は業務経験がまだ浅く、十分な執行体制にあるとはいえない。そのためベトナム政府は2007年、VCADの競争法執行・競争政策実施に係るキャパシティ強化のための技術協力プロジェクトを日本に要請した。わが国公正取引委員会の理解と協力を得て案件は採択され、早期のプロジェクト立ち上げを目指し、今般事前評価調査団を派遣し、プロジェクト枠組みと取り組み内容について、VCADと協議を行った。

なお、VCADについては2005-2006年に開発調査「競争法施行に係るキャパシティビルディング計画支援調査」を実施している。調査結果として人材育成、組織強化、情報共有化等の推進に係る提言を行っているが、本プロジェクトはその中でも人材育成とアドボカシー活動を中心に取り上げることにした。

2. 調査目的および対処方針

- (1) プロジェクト実施の妥当性、VCADが現状抱えている課題を把握し、VCADが競争法・競争政策を適切かつ効果的に実施できる組織となるために必要な技術協力の進め方を確認する。
- (2) プロジェクトの枠組みと協力内容を協議し、事前評価を行う。
- (3) 協議結果を議事録（M/M）にまとめ、またR/D案、PDM案、PO案について協議する。

3. 団員構成

氏名	担当分野	所属	調査期間
中川 寛章	総括	JICA ベトナム事務所長	—
田中 久美子	競争法執行	公正取引委員会事務総局官房付	7/6 - 7/12
田村 亮平	人材育成	公正取引委員会事務総局官房国際課長補佐	7/6 - 7/12
馬杉 学治	協力企画	JICA 公共政策部 財政・金融課	7/6 - 7/12
山本 恵也	評価分析	ユニコ・インターナショナル株式会社	6/29 - 7/12

4. 調査日程

月	日	時間	内 容
6 月	29 日 (日)	夜	ハノイ着 (山本)
	30 日 (月)	11:00	JICA 事務所
14:00		VCAD (国際課からのヒアリング、回答回収)	
7 月	1 日 (火)	9:00	VCAD (PDM 説明)
		13:30	VCAD (ヒアリング、回答回収)
	2 日 (水)	9:00	VCAD (不公取引)
		14:00	VCAD (VCCI)
	3 日 (木)	9:00	VCAD (競争制限的取引)
		14:00	CUTS ハノイ事務所
	4 日 (金)	9:00	VCAD (情報センター)
		14:00	VCAD (競争監督管理)
	5 日 (土)		資料整理
	6 日 (日)		資料整理／ハノイ着 (田中、田村、馬杉)
	7 日 (月)	9:00	日本大使館表敬
		11:00	JICA 事務所打合せ
	14:00	VCAD 局長表敬・協議	
8 日 (火)	9:00	ADETEF (仏) 協議	
	10:00	PDM 案作成作業	
	14:00	VCAD (国際課) 協議	
9 日 (水)	9:00	VCAD (国際課) 協議	
	14:00	JETRO 訪問	
	15:00	ミニッツ案作成作業	
10 日 (木)	9:00	VCAD (国際課) ミニッツ案協議	
	14:00	ミニッツ案最終案作成作業	
	17:00	VCAD (国際課) ミニッツ案協議	
11 日 (金)	9:30	JICA 事務所報告	
	11:30	M/M 署名	
	14:00	報告書案作成作業	
	23:30	ハノイ発	
12 日 (土)	6:20	成田着	

第2章 協議結果の概要

1. プロジェクトの内容等

(1) プロジェクト実施の妥当性の明確化

ベトナムにおいては経済発展、WTO 加盟により、透明・公正な企業活動が必要となってきた。ベトナム政府は 2005 年より競争法を施行しているが、VCAD の経験の未熟さ、組織体制の未整備、一般の競争法に関する知識・認知度の低さなどにより、現在までの申立て件数、審査件数や実際の制裁発動件数などは殆ど実績がない。そのため VCAD は開発調査（2006）の実施を経て、引き続き我が国からの協力を強く要望している。

我が国が独禁法 60 年の歴史と取り組みを技術移転することは、日本とベトナムの経済的な結びつきが高まっていく中で進出日系企業にとっても重要と考えられる一方、ベトナムの企業と国民（消費者）の利益にも裨益する有効な取り組みであることが確認できた。しかし、両国の競争法の考え方には違いも見られ、協力に際してはベトナムの事情に即したテーラーメイドの支援を検討していくこととなる。

(2) VCAD の組織概要、所掌業務の調査

VCAD は設立（2005 年）後間もなく、競争法施行の期間も短い。職員数を年々増やしており現在は 60 人（うち審査官は 22 人）だが、VCAD が組織としてその使命や職務を全うするには、まだまだ時間を要すると思われる。VCAD は現在、組織の位置付けや方向性に係る長期ビジョンを作成中で 2010 年には 120 人体制（うち審査官は 60 人）を見込むものの、同年は社会経済 5 か年計画が見直される時期でもあり、VCAD は組織・執行体制の再編を迎える可能性がある由である（独立性の強化等）。

VCAD の現在の所掌業務は①競争法の執行、②貿易救済措置の実施、③消費者保護の 3 つである。消費者保護については 2010 年までに法律を策定予定である。

(3) 上位目標、プロジェクト目的

それぞれ次のとおりにて合意した。

上位目標：「ベトナム国内の市場において公正・公平な競争が促進される。」

プロジェクト目標：「VCAD が競争法執行・競争政策を効果的に実施できる体制が整う。」

(4) プロジェクト成果および活動に係る協議

プロジェクト成果と活動項目・内容をそれぞれ以下のとおり協議し、合意した。

【成果 1】 VCAD の審査機能が向上する。

1-1 審査活動の現状分析を行い、問題点を特定する。

1-2 助言を得た審査活動を通じて、審査能力の向上を図る。

上記現状分析を通じて問題点が把握された後、日常的な活動の中で VCAD の審査官が個別具体的な事件を審査するうえで、必要な事項を適宜適切にアドバイスする。ただし、専門家のアドバイスにより VCAD が審査を進めた結果敗訴した場合でも専門家の責務は問われないとした。

1-3 必要なガイドライン、審査官のためのマニュアル等を作成する。

現在定められている法律や Decree からは、その法的解釈や執務上必要な手続きが十分に明確化されていない部分が考えられる。そのため、執務上、独占的・支配的地位の濫用、カルテル、経済集中等に関するガイドライン（法解釈・内部用）や審査活動マニュアル（審査官執務用）など必要な参考資料を専門家と VCAD が共同で作成し、法解釈・用語定義の標準化や執務効率・能力水準の底上げ・均質化を図る。またこれら資料は研修材料にも使用する。

1-4 市場画定の手法に係る技術の向上を図る。

ベトナムでは、市場画定に必要な情報が Decree No. 116/2005/ND-CP で詳細に定められており、VCAD はそれら情報を、審査案件の有無に関わらず、日頃から収集することが必要と考えている。具体的な事件の発生前に、こうした詳細な情報を収集する目的や収集した情報の利用価値については、日本側からすると疑問の余地があり、VCAD の執行体制が十分でない中ではなおさらその目的・意義を吟味する必要があると考えられる。専門家は日本の取り組み手法について紹介し、当地の事情に合致した手法を VCAD と検討する。

1-5 ターゲット市場における競争上の問題点を把握するための市場調査を実施する。

VCAD は、できるだけ多くの市場について、現在の市場構造や特性を把握・分析するための調査を実施するほか、他法令との不整合を解消するための調査も行いたいと考えている。しかし、現在の VCAD の体制・予算において、多くの市場について、単なる構造・特性の把握のための調査を行うことは現実的に無理である。このため、他法令との不整合を特定するなど、競争政策上の問題点を把握・解消することを目的とする調査となるよう、特定の市場にターゲットを絞ってこれを行うこととし、その一環として、市場調査手法の改善に係る支援も行う。

1-6 1-1～1-5 の活動に基づき、審査官研修センターにおける研修プログラムを策定し、実施する。

審査官のための階層別研修（初級、中級、上級）のプログラム策定と実施、講師育成を行う。研修カリキュラム・内容についてはニーズを反映しつつ随時更新させ、持続的な運営を促す。短期専門家派遣等による講師対応や、審査官以外の関係者（裁判官など）も対象とするコマを設けることも想定し得る。

1-7 組織された作業グループにおいて審査の観点から情報センター（CCID）の機能を構築し、必要および実現可能な範囲で活動を実施する。

競争情報センターが 2008 年 4 月に設立され、センターの機能として情報システムとデータベースの構築、管理、情報収集等を行い、VCAD の活動を支援することになっている。しかし職員数の問題のほか、システム構築及びその維持のための予算の確保等の問題もあり、実質的な活動

はまだこれからである。もっとも、その実効的な活動のために必要と思われる事項の多くは、財政的な問題にすぎないと思われ、本プロジェクトの対象外の事項であることが想定される(調査団はこの点を繰り返し指摘し、確認をした)。このため、必要性および対応可能性について検討した上で、可能な範囲内で協力を行う。

1-8 審査官研修センターの設立のためのコンセプト案を策定する。

審査官研修センターはまだ設立されておらず、VCAD は設立のためのプロジェクト(予算確保のため)をこれから組織する予定である。専門家は研修センターのコンセプトや機能について助言することとするが、施設そのものやF/Sの策定等に関する支援は、プロジェクト活動の範囲外とした。

なお、上記1-6の研修プログラムについては、センターの設立を待たずして適切に実施することとした。

【成果2】 政府内、企業、消費者、アカデミック層に対し、競争法に関する知識が啓蒙・普及される。

2-1 アドボカシーを担当する作業グループを組織する。

2-2 効果的なアドボカシーの方法について検討する。

2-3 2-2に基づきアドボカシー活動を実施する(セミナー、ワークショップ、リーフレット等)。

一般の競争法の認知度が低いことから、その向上を図ることとする。

なお、前回の開発調査ではコンサルタント専門家が主体となり活動していたが、今回のプロジェクトについては、VCAD自身による長期的かつ持続的な活動を目指すものであることから、アドボカシー活動についても、財政面も含め、VCADが主体となって活動する旨を確認した。

(5) ミニッツ、R/D案に係る協議

- ・ PDM案の協議に際し、協力方針、概要、活動範囲・内容などを別途M/Mにまとめた。調査団からは、特にVCADのオーナーシップ、持続性の確保について強く主張し、基本的に了解を得た。
- ・ また本プロジェクトは技術協力プロジェクトであり、前回の開発調査とはその実施形態や性格が異なること、JICAがすべてのプロジェクト活動経費を負担したり、施設やネットワークなどの構築、そのためのコンサルタントを雇用したりするわけではないことを説明し、VCADの理解を得た。ただしVCADの年間予算も決して潤沢ではなく(昨年度実績で30万ドル、うち3分の1が人件費)、これまでのセミナー、研修やアドボカシー活動といった経費は前回開発調査を含め、ドナーが負担してきたのが実情であり、本プロジェクトについてもある程度の経費負担を考慮する必要はある(セミナー等の開催費など)。
- ・ VCADが本プロジェクトに期待する当初の協力形態は、セミナーや人件費、資機材などの投入に重点を置いたプロジェクトの実施であり、調査団との認識は相当の隔たりがあった。調査団からは「プロジェクトの成果を重視すべきであり、また本プロジェクトのVCAD側におけるメリットは日本の専門家(公正取引委員会)が長期で駐在し、日常的な技術支援を行うことにある」旨を説明したが、VCAD側から真に理解を得たかは疑問であり、プロジェクト開始後もこの点についての懸念が大きい。
- ・ こうした当初の認識の隔たりの背景としては、VCADが自身のキャパシティがない中で、ドナーが

主体的に活動する援助形態を享受してきた傾向が続いてきたからと思われる。

- ・ R/D 案を協議し、基本的に了解を得た。VCAD においては今後、政府関係機関への決裁手続きが残るが、財務省への説明上、R/D 署名前に JICA がプロジェクト総コストを示す必要があるとのリクエストがあった。当該コストを前提に、プロジェクト開始後も、VCAD 側がかなりの経費負担を求めてきたり、逆にプロジェクト自体の有効性に疑問を持ち、プロジェクトへの協力が得られない等の困難が予想される。
- ・ 協力期間
VCAD がまだ新しい組織であり、急速に人材を増やしながら競争法の適切な執行体制の構築を行っていくことを考えると、協力期間としては3年間で適当と考えられる。しかし、2010年には社会経済5か年計画の次のフェーズの計画作りが行われること、その中でVCADは運営執行体制が変わる可能性があることなど、先行きが不透明な状況であることが予想される。したがって、協力期間は2010年6月末で一旦終えることとする。しかし、プロジェクト目標の一部が未達になったり、一部項目については持続性の観点からフォローアップが必要と判断されたりすることも想定されるため、1年間の延長も視野に入れることとする。
- ・ 投入
 - ① 日本人専門家
競争法執行、人材育成の長期専門家1名の派遣にあたり、公正取引委員会の協力を得ている。長期専門家が対応しかねる特定課題については、必要に応じて公正取引委員会の協力を得て短期専門家を派遣し、セミナーやワークショップ等の開催を検討する。
 - ② 研修
現地ワークショップ・研修のほか、必要に応じて本邦研修を活用する。内容、参加人数については別途検討する。
- ・ 実施体制の構築
 - ① VCAD 内に専門家執務室を確保済。
 - ② カウンターパートの旅費（地方で研修を実施する場合等）についても、ベトナム側の負担が基本的な前提であることにつき了解を得た。また、そのためのカウンターパートファンドの手当につき、所要の手続きを進めるよう要請し了解を得た。しかし、VCAD 側はセミナー開催費などの負担については困難としているほか、VCAD としては、研修に当たって外部関係者（裁判官等）の参加を求める必要があり、日本側がそのための旅費等の費用負担をするべきである、VCAD としては研修は外部（市外）で開催すべきであり（参加者が研修に集中するため）、日本側がそのための会場費等を負担すべきである等々、費用負担を中心とする要望がなされた。調査団より最大限の負担を検討するよう強く主張したが、プロジェクト開始後も、費用負担に係る過大な要求がなされる懸念が強い。同様の懸念は、アドボカシー活動についても同様であり、多様なパンフレットの新規作成、テレビCMの製作等々、VCAD 側においては過大な活動を計画しており、そのための費用負担を求められることが想定される。
 - ③ Project Director は VCAD の Mung 局長とすることで了解を得た。Project Manager についてはまだ最終決定されていないが、国際協力課長の Tuan 氏になると考えられる。また協力分野に応じてカウンターパートを配置することでも基本的に合意した。
 - ④ 合同調整委員会（JCC）については Mung 局長が議長就任を了解。またベトナム側参加機関については VCAD が商工省とも協議の上、今後決定する予定。

(6) その他関係機関訪問、情報収集

- ・ CUTS：消費者保護に係るマニュアル作成の協力を行っている。また VCAD の市場調査について（今年は携帯電話通信市場）、資金および技術支援を実施中。
- ・ ADETEF：消費者保護法に係る策定支援を実施予定であり、競争法については当面協力予定なし。同時に面談した Maison du Droit については、当地裁判官を対象に競争法分野の短期研修を9月に1回実施予定。今後も情報共有を図ることとした。
- ・ JETRO：進出日系企業の間におけるベトナム競争法に対する捉え方を問うたが、現時点で日系企業からはそのような話や相談はないとのことだった。しかし今後は企業活動上の重要留意事項となることから、引き続き情報交換を図ることとした。

2. 調査団所見

国の基盤を成す経済の成長・安定は持続的な開発を可能とし、開発途上国が経済を適切に運営できるようになるために協力することの重要性は、他の課題への支援のそれと比べても、勝るとも劣らないものと言える。技術協力による経済政策への支援は、相手国自らが適正な経済運営を実施できるようになることを目指すものだが（適切なマクロ経済運営の基盤整備）、アプローチ面から協力形態を分けるとすれば、i) 一国の経済を包括的に採り上げて改善を図るケースと、ii) マクロ経済状況を所与のものとして、ある個別分野（セクターや課題）を対象を絞った協力を行うケースの2つに分けることができる。

今回協力の検討を行った本プロジェクトは後者のケースで、これまでのJICAの実績としては財政、金融、税制、経済法および経済統計等が挙げられる。VCADの技術（知識と経験も含む）を向上し、人材の育成、キャパシティ・ディベロップメントを図るものだが、経済法についてはこれまで実績は極めて少なかった。¹

一方、平成20年1月に開催された第13回海外経済協力会議では、途上国への法の支配の定着や持続的成長のための環境整備、我が国との経済連携強化等の点で大きな意義を有する法制度整備支援を海外経済協力の重要分野の一つとして戦略的に進めていくべきとの考えで一致が見られた。具体的な重点国を東アジア（東南アジアを含む）および中央アジアから選び、基本法分野に加えて経済法分野も重点分野とし、他ドナーとの連携の下での柔軟で多様な支援を実施していくとされた。²

また近年、経済発展を遂げているASEAN諸国でも競争法は順次導入されており、ベトナムはタイ、インドネシアに継いで三番目である。競争法は経済法の中でも中心的な位置付けにあり、JICAにとっては経済運営基盤整備プロジェクトの中でも先進的な取り組みだが、多くの他ドナーは既に取り組んでいる分野である。しかし、日本も競争法の高度な知見と長い経験を有しており、現在の日本-ベトナムの政治的・経済的にも密接な関係に鑑みれば、競争法の適正な執行に協力することは極めて重要であり、今回、公正取引委員会の協力が得られるのは大変意義深い。

これまで述べられてきたように、日本の独禁法とベトナムの競争法は幾つかの点で考え方が異なる点もあるので、チャレンジングな取り組み部分も出てこよう。しかし、VCADは競争法の執行期間がまだ短く、これから知識と経験を積み上げていく段階にある。プロジェクトではVCADならびに関係機関にとって真に必要且つ有用な取り組みと提言を行い、テラーメイドとすることで、課題を克服していくことが期待される。

¹ 以上、JICA 課題別指針「経済政策」（平成17年2月）より抜粋・要約

² 第13回海外経済協力会議結果<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaigai/dai13/13kekka.html>

このように、競争法執行初期の段階で日本が協力を実施すること、また、今後ますます増えるであろうこのようなソフト型支援において、本プロジェクトは一つの試金石となり得る。ベトナム経済および進出日系企業を含めベトナムの企業振興への効果は大きいと考えられるうえ、JICAにおいては他国への協力の前例や経験作りにつながる可能性があるものとする。

本件協力枠組みに関する協議は難航し、VCAD は日本/JICA 特有の協力方法（長期専門家を派遣することのメリット、JICA は技術協力機関であり出資機関ではないこと等）を理解できず、調査団からは何度も説明を繰り返し、議論を重ねた。最終的にミニッツの署名にこぎつけたものの、VCAD が組織としてしっかり理解しているか、疑問であり、今後に懸念が残る。特に VCAD 側予算負担拡大の可能性（現状は VCAD 職員の出張費を負担することについては同意を得ているが、例えばワークショップ等開催費、他の関係機関職員の出張費等の負担については困難としている）については、プロジェクト実施中も議論になる可能性があり、プロジェクトの円滑な立ち上げ・実施に当たっては、日本側がある程度を負担することが適当と考えられる場合もあり得る。プロジェクト開始後も公正取引委員会の協力を得つつ、JICA としてできること・できないことを VCAD と議論して明確に線引きしながら、効果的、具体的な成果を早い段階から発現できるような協力に取り組むことで、VCAD の自助努力と自立発展性を引き出せるよう仕向けていくことが得策と考える。

第3章 競争政策と競争法の執行状況

1. 競争管理局の概要

(1) 沿革

競争管理局（VCAD）は2004年2月に旧商業省（現商工省）傘下の組織として、ハノイに設立された（Decree No. 0235/2004/QD-BTM）。その当時の長官は商業大臣によって任命され、商業省の一部として機能していた。当初、職員は7人であった。その後、2006年1月9日付で採択された Decree No. 06/2006/ND-CP において、VCAD の機能、業務、権限に加え組織形態が確定し、これに基づき VCAD 内の組織が再整備された。これにより長官は商工大臣が指名し首相が任命することとなり、予算は国家予算から直接 VCAD に配賦されることになった。このことは、競争管理局の独立性が相対的に高まったことを意味しているが、組織としては商工省の一部局であることに変わりはない。

なお、VCAD の副長官は、商工大臣が任命・罷免を行い、VCAD は商工省に対して業務の説明責任を負っている。2006年3月には、Dinh Thi My Loan 氏が初代の長官となり、2007年9月には、その後任として Bach Van Mung 氏が長官に任命されている。

(2) 組織、人員、財務状況

競争管理局の組織図を以下に示す。

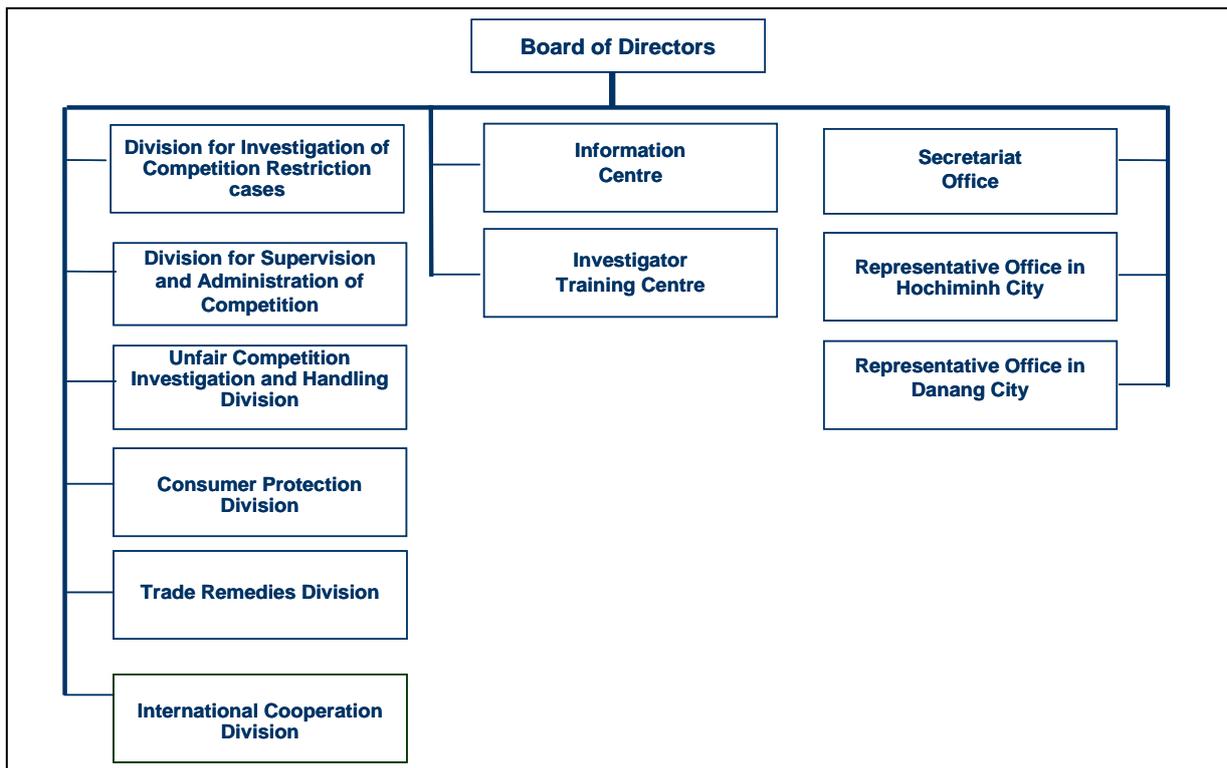


図 VCAD 組織図

出所：VCAD

上記のうち、本件と関連が深いのは、消費者保護課及び貿易救済措置課を除く各課・事務所・センターである。

ホーチミン市にある事務所は、2007年半ばに設立された。この事務所の機能は、1)管轄地域における競争法違反、消費者保護違反、アンチダンピングなどの監視、2)違反事件の報告、3)競争法執行における地方自治体との調整、4)苦情などの申告受付、5)本部の担当部署の審査、違反の取り扱いなどの活動を協力するとなっている。

2008年7月現在、ダナン事務所と審査官訓練センターは開設準備中である。

また競争管理局の人員は以下の通りである。

No.	Name	Number of staffs	Average age	Ave year of experience
1	International Cooperation Division	4	29	4
2	Trade Remedies Division	6	30	4
3	Consumer Protection Division	8	32	3
4	Division for Supervision and Administration of Competition	7	30	4
5	Unfair Competition Investigation and Handling Division	8	32	4

6	Division for Investigation of Competition Restriction Cases	7	35	6
7	VCAD office	10	33	5

出所：VCAD

上表には、ホーチミン市事務所や競争情報センターの人数が含まれていない。職員数は、2006年12月に20人、2007年12月に45人、2008年6月には60名と増えている。今後も職員数は増員する予定であり、2010年までには職員数を120名とする予定である。

現在、審査官は22名おり、そのうち4人が競争制限的行為審査課、6人が不公正競争行為審査課に在籍している（残りの者については他課に所属しており、必要に応じて審査を行うものと推定される）。一つの事件に、2名以上の審査官が担当しており、一人の審査官が複数の事件を担当している。審査官になるための条件は、1)法律、金融、経済のいずれかの学士号、2)5年以上の実務経験、3)審査官になるための訓練を受けてきたことである。職員数の増加に伴い、2010年までには審査官も60名程度に増員する方向である。

予算は2006年に4百万ベトナムドン（約24万米ドル）、2007年5百万ドン（約30万米ドル）、2008年7.5百万ドン（約45万米ドル）となっている。ただし2008年の予算は政府の緊急緊縮財政政策のために一律10%削減が決まっている。予算のうち3分の1が人件費で、残りが活動費となっている。

（3）業務概要

VCADは、主として（i）競争法の執行、（ii）貿易救済措置³の実施、（iii）消費者保護、の三つの業務を担っている。VCADの主な機能は、以下の通りである。

- 公正な競争環境の促進
- 競争を制限するような行為からの企業や消費者保護
- 不公正な競争行為の阻止
- 消費者保護
- 国内企業にとってより良い競争環境整備
- 外国政府のアンチダンピング、反助成金、セーフガード措置に対する国内企業の保護および支援

本件と関連が深い部署のうち、競争制限的行為審査課、競争監視管理課、不公正競争行為審査課、国際協力課の各職務はDecision No. 27/2006/QD-BTMによると以下のように規定されている。

イ．競争制限的行為審査課

- 競争制限的行為に係る法的文書および技術的指示書の作成への参加
- 競争制限的行為に係る苦情申告の受付

³ 不当廉売関税（アンチダンピング関税）、相殺関税、セーフガード。

- 競争制限的行為に係る予備調査の決定および審査官の任命の勧告・推薦
- 競争制限的行為に係る審査官の審査活動
- 競争制限的行為に係る審査官への組織的サポート
- 競争制限的行為に係る審査官の交代、国内外の専門家雇用の勧告

ロ. 競争監視管理課

- 健全かつ公平な競争環境を保つための法的文書、政策、プログラム、プロジェクトの作成・策定への参加
- 競争法に反する可能性のある審査行為の発見および長官への報告
- 競争法適用除外の申請の受理および審査と、商工大臣又は首相へ判断を仰ぐための適用除外書類の提出
- 競争法適用除外に係る法律の見直し
- 経済集中の取り扱いプロセス管理
- 競争法執行のサポート、健全な競争環境を保つための政策および施策の勧告
- 競争法に違反する国家機関の探知と必要な措置の提案
- 法令を執行し維持していくために必要な国内外の専門家雇用の勧告

ハ. 不公正競争行為審査課

- 不公正な競争行為に係る法的文書および技術的指示書の作成への参加
- 不公正な競争行為に係る苦情申告の受付
- 不公正な競争行為に係る予備調査の決定および審査官の任命の勧告
- 不公正な競争行為に係る審査官の審査活動検査
- 不公正な競争行為に係る審査官への組織的サポート
- 不公正な競争行為に係る審査官の交代、国内外の専門家雇用の勧告
- 法律に従って全国的なマルチ商法の管理

ニ. 国際協力課

- 競争法執行、アンチダンピング、反助成金、セーフガード措置、消費者保護に係る国際協力実施
- 担当課と共に国際協力の計画、プログラム、プロジェクト実施への協力
- 担当課と共に法規に関する国際的な会議やセミナーの運営や出席支援
- 外国の競争法当局および競争制限事件審査課と協力して、競争法に違反する事件の審査、解決への協力
- 競争情報センターと協力して、競争法、競争政策、アンチダンピング、反助成金、セーフガード、消費者保護に関する国内外情報の収集
- 外国人専門家の選択、雇用の支援
- VCAD の外国との協定の実施

ホ. 競争情報センター

競争情報センターは、2008年4月17日に開設された。英語名称は Center for Competition

Information and Data (CCID) で、他の課と同格であるが、上記の 4 つの課が Decision No. 27/2006/QD-BTM で機能等が規定されているのに対して、CCID は Decision No. 2332/QD-BCT で、機能、権限、組織等が規定されている。2008 年 7 月現在、CCID は職員を雇うなど準備の段階にあり、まだ実質的な業務は行っていなかった。市場画定のための市場調査は、同センターが担当課と共同で実施するようになる。また同センターは VCAD の内部組織ではあるが、VCAD 外部に対するサービスの有償提供を計画している。

<CCID の主な業務>

- 情報システム管理
- VCAD における事件情報の保管
- VCAD 外部に対する定期的な情報提供
- 国内外の組織に対して競争法に関する情報提供サービスの促進
- 競争法にかかるコンサルタントの雇用アドバイス
- 競争に関する PR や宣伝のための出版に関する協力
- VCAD のイントラネット設置、保守、管理

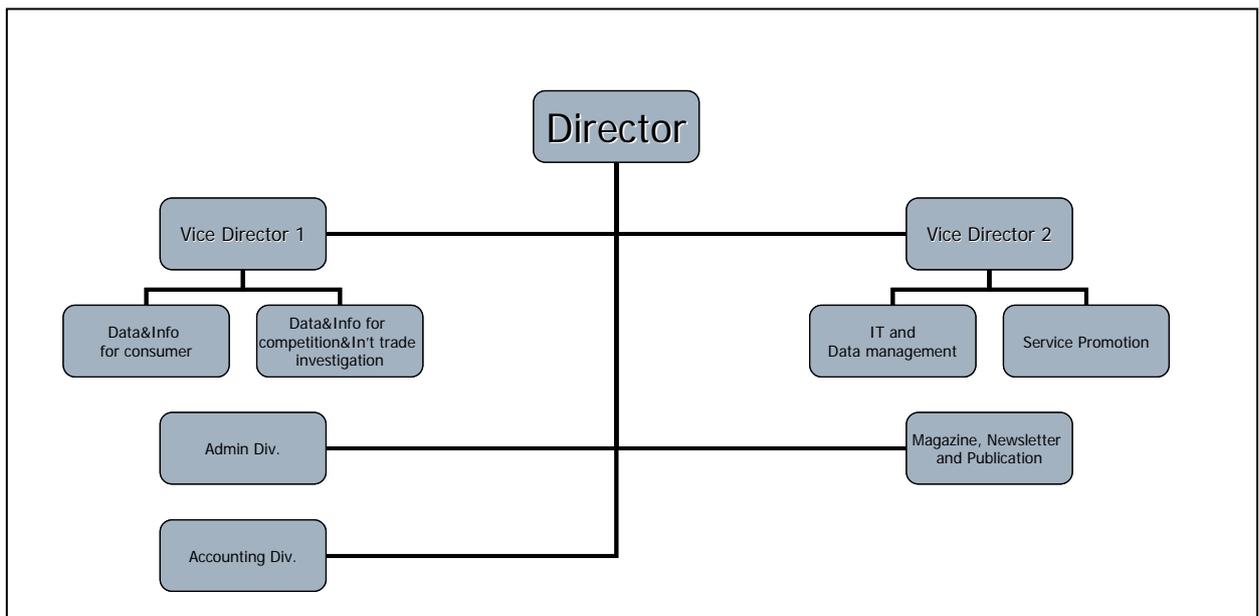


図 CCID 組織図

出所：Center for Competition Information and Data (CCID)

へ. 審査官訓練センター

2008 年 7 月現在、審査官訓練センターは設立されていない。設立には、センターの機能や組織を規定する Decision が必要である。VCAD では設立の準備にあたって、ワーキング・グループを作り、設備、講師、研修プログラム、運用計画を用意することになっている。なお現在 VCAD は、審査官育成のための独自のテキストや体系的な研修プログラムを有していないことから、ドナーが提供する研修プログラムの他には、人民警察からは審査方法、国家会計検査局からは財務分析方法を学んでいる等、外部に頼っているのが現状である。訓練センターは、こうした状況を改善することが期待されている。

2. 競争評議会の概要

(1) 沿革

競争評議会（VCC）は、2006年1月9日に発行された Decree No. 05/2006/ND-CP によって、正式に設立された独立した組織である。2006年7月に最初の会合が開かれている。しかし2008年6月末現在、競争制限的行為の事件のうち、同評議会で決定がなされるまでに至ったケースはない。

(2) 組織、人員

首相によって任命された11人のメンバーによって構成されている（競争法第55条で資格要件が定められている）。任期は5年間で再任が認められている。議長は商工省の次官 Phan The Rue 氏で、その他に司法省次官、財務省次官、運輸省、農業農村開発省、投資計画省、建設省からのメンバーで構成されている。また競争評議会事務局には4人のスタッフが在籍している。

表 VCC メンバー

No	Gender	Full name	Title	Agency
1	Male	Phan The Rue	Vice Minister	Ministry of Trade
2	Male	Dinh Trung Tung	Vice Minister	Ministry of Justice
3	Male	Truong Chi Trung	Vice Minister	Ministry of Finance
4	Male	Pham The Dung	Director General	Import-Export Department
5	Male	Hoang Tho Xuan	Director General	Domestic market Policy Department
6	Male	Nguyen Hung Dung	Director General	Market Management Department
7	Female	Trinh Minh Hien	Director General	Legal Department - Ministry of Transportation
8	Male	Ly Quoc Hung	Deputy Director General	Legal Department - Ministry of Industry
9	Male	Pham Van Hung	Deputy Director General	Financial Department - Ministry of Agriculture and Rural Development
10	Female	Nguyen Thi Man	Deputy Director General	Trade and Service Department - Ministry of Planning and Investment
11	Male	Do Thai Luu	Deputy Director General	Financial and Economic Department - Ministry of Construction

出所：VCAD

(3) 業務概要

競争評議会は、VCAD の審査を経た競争制限的行為（カルテルや支配的地位の濫用等）を扱い、当該事件に対する措置を決定する。評議会は VCAD からの違反行為の概要、証拠、措置の提案を受けて、個別案件に関する事件処理委員会を設置し、30日以内に1) 審問の開始、2) VCAD による再審査、3) 審議の打ち切り、のいずれかを決定する。審問は、原則公開で開催され、関係者を招集して意見聴取を行い、その後措置を決定する。

3. 競争政策と競争法の概観と執行状況

(1) 競争法

ベトナム競争法の概要を以下の図で表す。

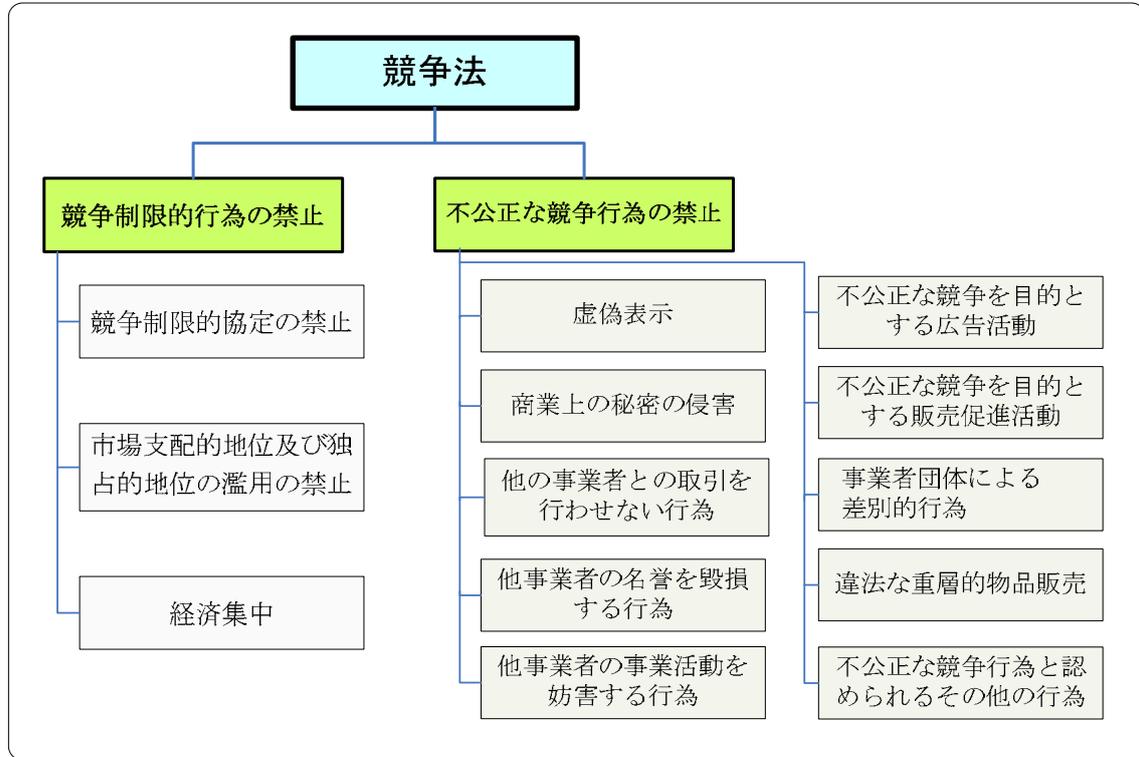


図 ベトナムの競争法

出所：Overview of Competition Law JICA/VCAD

【競争法概要】

(1) 競争制限的行為の禁止

第9条において、競争制限的協定の禁止を、第13条及び第14条において、市場支配的地位及び独占的地位の濫用の禁止を、第18条において、経済集中の禁止を、それぞれ定めている。

i. 競争制限的協定の禁止

以下の競争制限的協定のうち(i)～(v)に該当する協定については、参加事業者の関連市場での合計シェアが30%を超える場合に禁止される。(vi)～(viii)に該当する協定は一律に禁止される(第8条及び第9条)。

(i) 物品又はサービスの価格を拘束する協定

(ii) 物品若しくはサービスの販売市場又は原料供給を分割する協定

(iii) 物品の生産量、購入量若しくは販売量又はサービスの供給量を制限する協定

(iv) 技術開発又は投資を制限する協定

(v) 取引の相手方に対して、新規の売買契約に当たり条件を課す又は契約事項に直接関係しない義務を強要する協定

(vi) 他の事業者の新規参入若しくは事業の拡大を阻止又は妨害する協定

(vii) 協定に参加しない事業者を市場から排除する協定

(viii)物品又はサービスの供給に関し、1又は2以上の事業者に落札させるための入札談合

ii. 市場支配的地位及び独占的地位の濫用の禁止

市場支配的地位を有する事業者及び事業者団体は、以下の行為を行うことが禁止されている（第13条）。

- (i)競争者を排除する目的による、総原価を下回る価格での物品の販売又はサービスの提供
- (ii)消費者に不利益をもたらす、不当な販売価格若しくは購入価格の強制又は最低再販売価格の拘束
- (iii)消費者に不利益をもたらす、物品若しくはサービスの生産若しくは流通の抑制、市場の制限又は技術開発の妨害
- (iv)競争上の不公正をもたらす、同種の取引における、事業者により異なる取引条件の付与
- (v)取引の相手方に対して、新規契約の際に条件を課す又は契約に直接関係しない義務を強要する行為
- (vi)市場参入阻止行為

なお、市場支配的地位について、(i)その単独でのシェアが30%以上又は当該市場での競争を実質的に制限することが可能な状態にある場合には、当該事業者は市場支配的地位にあるものとみなされ、(ii)2社の合計シェアが50%以上であり共同して当該市場での競争を制限するための活動を行っている場合、(iii)3社の合計シェアが65%以上であり共同して当該市場での競争を制限するための活動を行っている場合、(iv)4社の合計シェアが75%以上であり共同して当該市場での競争を制限するための活動を行っている場合についても、当該団体（これら複数の事業者）は、市場支配的地位にあるとみなされる。

また、独占的地位（当該市場において競合する事業者が存在しない場合をいう。）にある事業者に対し、以下の行為を行うことが禁止されている（第14条）。

- (i)第13条に規定される行為
- (ii)消費者に不利益を与える条件を課すこと
- (iii)合理的理由のない一方的な契約内容の変更又は破棄

iii. 経済集中

経済集中（(i)合併、(ii)整理統合、(iii)譲渡、(iv)共同事業又は(v)法で規定されるその他の形態）にあたる行為で、市場における合計シェアが50%を超えることとなるものは禁止されている（第18条）。

(2) 不公正な競争行為の禁止

不公正な競争行為に当たるものとして、以下の行為が禁止されている。（第39条～第48条）

- (i)虚偽表示
- (ii)商業上の秘密の侵害
- (iii)消費者又は取引の相手方に他の事業者との取引を行わせない行為
- (iv)他事業者の名誉を毀損する行為
- (v)他事業者の事業活動を妨害する行為
- (vi)不公正な競争を目的とする広告活動（比較広告、模倣広告、虚偽情報等）
- (vii)不公正な競争を目的とする販売促進活動（おとり景品、試供品、不当表示等）
- (viii)事業者団体による差別的行為

- (ix) 違法な重層的物品販売（マルチ商法等）
- (x) 不公正な競争行為と認められるその他の行為

(3) 適用除外

第 10 条に規定される基準を満たす競争制限的協定及び第 19 条に規定される経済集中については、商業大臣又は首相が許可する場合、競争法の適用が除外される。具体的には、第 10 条及び第 19 条 1 項の適用除外については、商業大臣が決定を行い、第 19 条 2 項の適用除外については、首相が決定することとされている（第 25 条）。

なお、経済集中については、上記に加え、経済集中後の会社が法に規定する中小事業者に該当する場合には、経済集中の禁止は適用されない（第 18 条ただし書き）。

(第 10 条 競争制限的協定禁止の適用除外)

1. この法律の第 9 条第 2 項に規定した競争制限的協定については、それが費用を減少させることによる一般消費者への裨益を目的とし、当該協定が次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合には、一定の期間、適用除外とする。
 - a. 組織体制若しくはビジネスモデルを合理化し、又は事業効率の向上を図るもの
 - b. 技術の進歩を促進し、物品及びサービスの質を向上させるもの
 - c. 異なる種類の製品に対して品質基準及び技術標準の統一的適用を促進するもの
 - d. 価格及び価格要素に関係しない事業内容、物品の納期及び支払条件の調和をはかるもの
 - e. 中小事業者の競争力を強化するもの
 - f. 国際市場におけるベトナムの事業者の競争力を強化するもの

(第 19 条 経済集中の禁止の適用除外)

第 18 条により禁止された経済集中について、次の各号のいずれかに該当するときは、その適用を除外する。

1. 経済集中を行う 1 又は複数の事業者が解散又は破産の危険に陥っているとき。
2. 経済集中を行うことにより、輸出の拡大又は社会経済の発展若しくは技術進歩への貢献という効果がもたらされるとき。

(2) 法執行手続

競争法の執行手続を図で説明する。

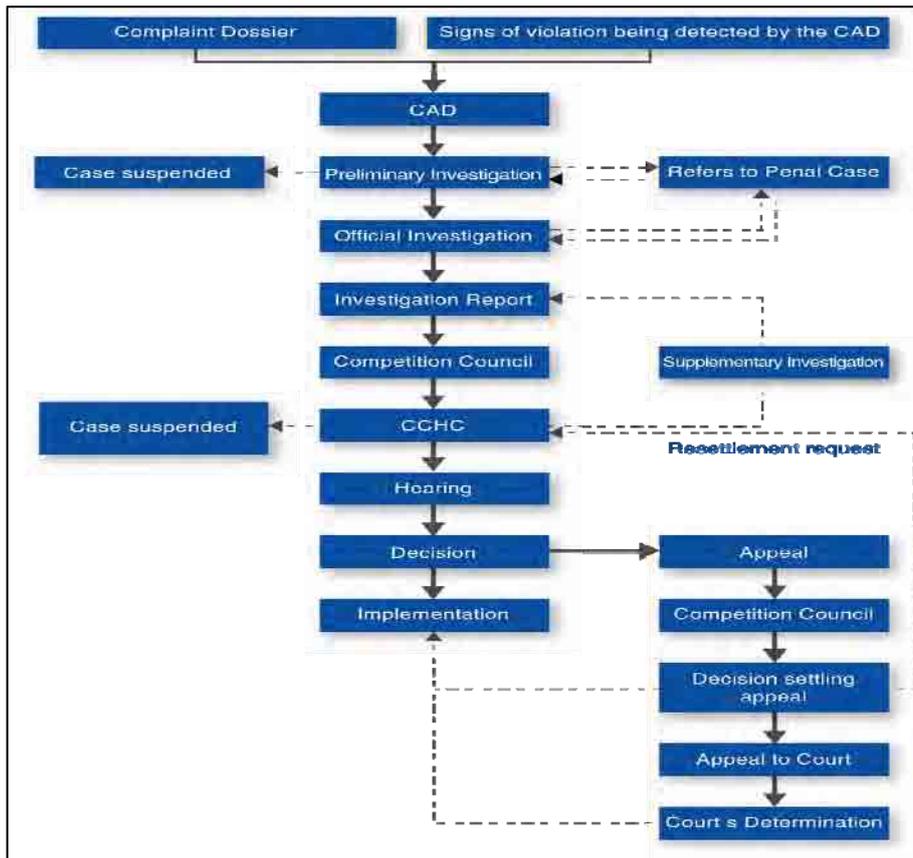


図 競争制限的行為に該当する場合の手続
 出所：Overview of Competition Law JICA/VCAD

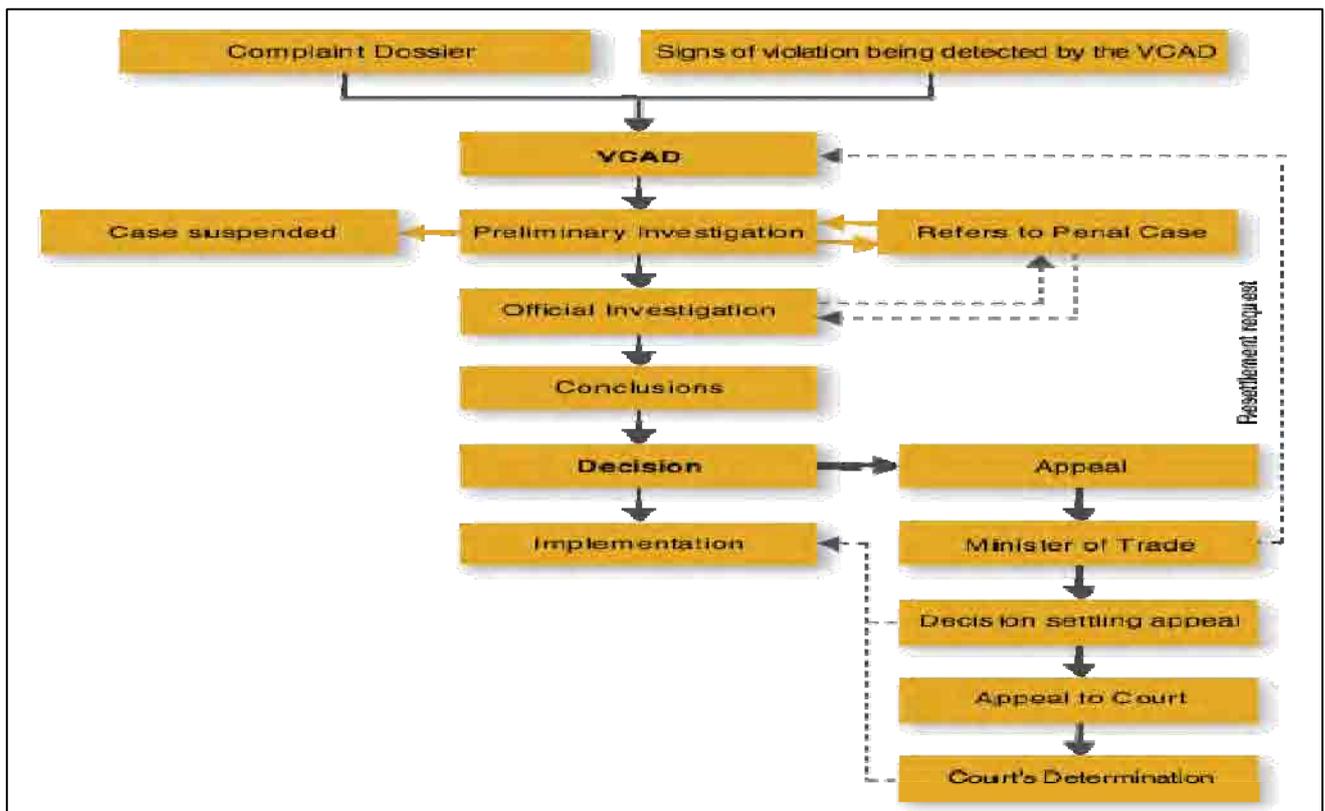


図 不公正な競争行為に該当する場合の手続
 出所：Overview of Competition Law JICA/VCAD

VCAD が違反行為の申告を受理、又は VCAD 自身が違反行為を探知した場合は、VCAD が取り上げるべき事件かどうか精査した後、予備審査を開始し、違反行為が認められれば正式審査を実施する。予備審査の審査期間は、予備審査開始決定から 30 日以内とされており（第 87 条）、また、正式審査の審査期間については、不公正競争行為の場合、審査開始決定から 90 日以内（必要があれば最長 60 日延長可能）、競争制限的行為（競争制限的協定、市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用及び経済集中）の場合、審査開始決定から 180 日以内（最長 60 日間を 2 回まで延長可能）となっている（第 90 条）。正式審査終了後、(i) 競争制限的行為に違反する行為の場合は、違反行為の概要、証拠、採るべき制裁措置等を競争評議会（VCC）に報告し（第 93 条）、VCC が設置した委員会による審問の結果、制裁措置が科される。(ii) 不公正な競争行為違反の場合は、VCAD 自身が制裁措置を科すこととされている（第 49 条）。また、上記決定に不服があるものは、競争制限的行為の場合は VCC に、不公正な競争行為の場合は商工大臣に、それぞれ不服を申し立てることができ、更に不服があるものは、裁判所に行政訴訟を提起できる（第 115 条）。

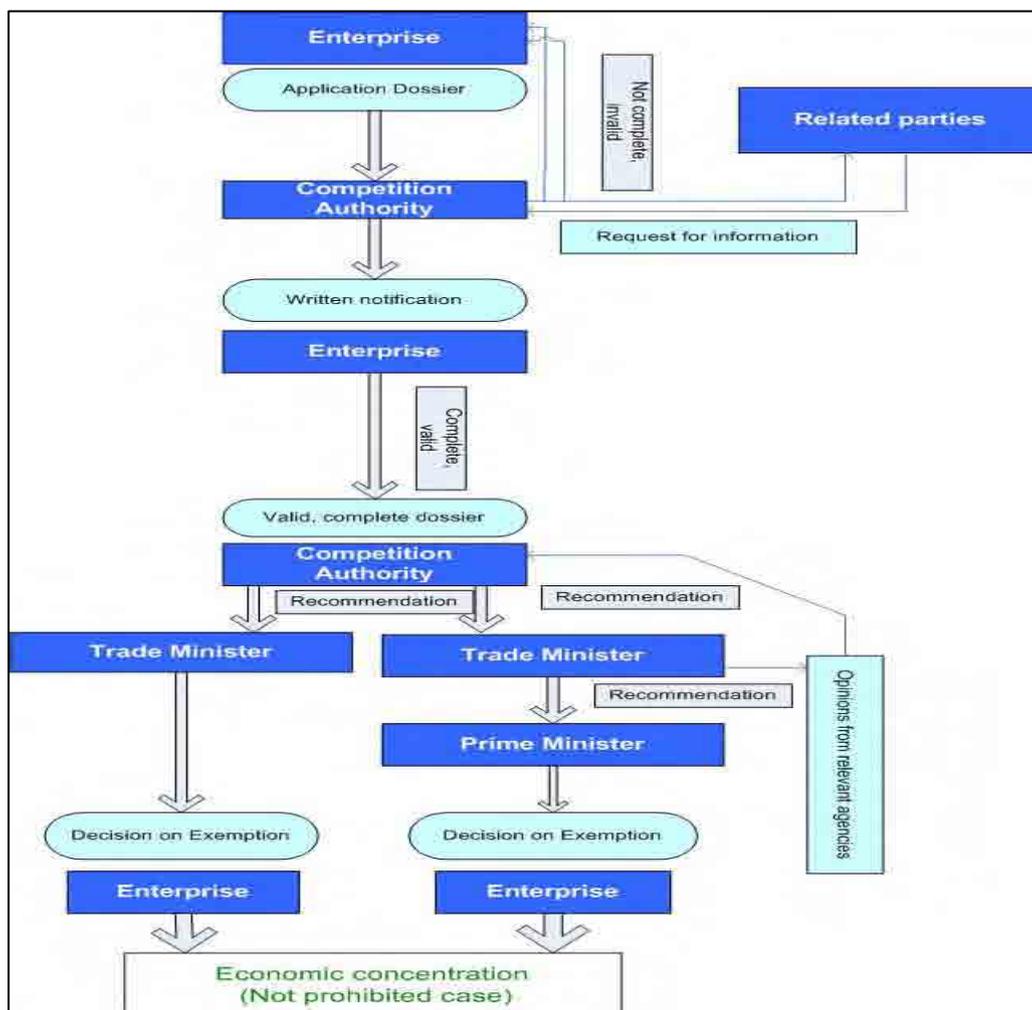


図 経済集中における届出と適用除外に至る手続

出所：VCAD

経済集中については、経済集中後の市場シェアが 30%以上 50%以下となる経済集中を予定している事業者は、当該集中の 30 日以上前に競争管理庁にその旨を届け出なければならないとされている。一

方、集中後の市場シェアが30%未満又は集中後の新会社が中小事業者に該当する場合には届出は必要とされない（第20条）。

競争管理局は、事業者から経済集中について届出が提出されてから7営業日以内に、届出に不備がないかを確認し、届出を行った事業者にその結果を通知し、また、適切な届出がなされてから45日（最長30日間の延長が2回まで可能）以内に、当該集中が禁止されるものであるか否かを文書で通知することとされている。また、当該集中が禁止される場合にはその理由も合わせて通知することとなっている（第23条）。

また、経済集中について、事業者が第19条に規定する適用除外の申請を行う場合には、競争管理局は、事業者から経済集中について届出が提出されてから7営業日以内に、届出に不備がないかを確認し、届出を行った事業者にその結果を通知し、その後、商工大臣の権限に係る適用除外（第19条第1項）については、適切な届出がなされてから60日（最長30日の延長が2回まで可能）以内に、当該適用除外申請を許可するかどうかを決定、首相権限に係る適用除外（第19条第2項）については、適切な届出がなされてから90日（180日に延長可能）以内に、当該適用除外申請を許可するかどうかを決定しなければならないこととなっている（第34条）。

（3）執行状況

表 競争制限的違反行為

年	分野	行為	状況
2007	飲料	支配的地位の濫用	正式審査
2007	一般消費財	支配的地位の濫用	予備審査前
2007	エネルギー	支配的地位の濫用	終了 勧告
2008	石油	独占的地位の濫用	正式審査
2008	銀行	カルテル	終了 勧告
2008	銀行	支配的地位の濫用	予備審査前

出所：VCAD

競争法が施行されたのは2005年であるが、初期の段階においては、組織の整備、審査官の訓練などに注力し、実際の執行は2007年からとなっている。上記の表の6件のうち、3件はVCAD自身が探知した事件である。また表の事件のうち「終了 勧告」としているものは、予備審査を開始する前に終了したケースを意味する。

表 不公正な競争行為

	2006年	2007年	2008年	計
苦情申告件数	8	12	4	24
探知件数	0	0	0	0
予備審査件数	0	4	2	6
係属中審査件数			2	2
排除措置件数		2		2
制裁金賦課件数と金額		1 VND85百万	1 VND 60百万	2
行政訴訟件数	0	0	0	

出所：VCAD

不公正な競争行為については、正式審査を行い、制裁措置を採っているものが2件ある。もっともこれらは、いずれも、マルチ商法⁴に関するものである。ベトナムでは、マルチ商法は社会問題となっており、今後、VCADでの取扱い件数は更に増えると予想されている。また現在、係属中審査となっているものは、2件であり、誤認表示と営業妨害に関する事件である。

なお、措置を採った2件については、いずれも当事者からの申告によるものである。人的資源の不足から苦情申告の対応に追われて時間がなかったためとしており、今後はVCAD自身による探知件数を増やそうとしているとのことであった。

表 経済集中の届出

年	件数	産業分野	行為	現況
2007	1	プラスチック-化学	経済集中	書類保管/終了
2008	4	ソフトウェア	経済集中	相談中
		通信機器	経済集中	相談中
		娯楽サービス	経済集中	相談中
		ペイント-化学	経済集中	相談中
計	5			

出所：VCAD

経済集中の最初のケース（プラスチック-化学）は、合併によって市場占有率が50%を超えるものであったが、実際は事業者が合併そのものを途中で諦めてしまったことから、審査を終了しており、また、競争法の適用除外に係る申請も行われなかった。ベトナムでは国営企業改革の進展や外資系企業の参入等により合併・買収の件数が増加しており、今後は経済集中に係る届出の数が増える可能性が高いと考えられている。

4. その他関連法

その他VCADに関連する法律としては以下のものがある。

- Ordinance on Consumer Protection (消費者保護条例)
- Ordinance on Antidumping (アンチダンピング条例)
- Ordinance on Safeguard (セーフガード条例)
- Ordinance on Subsidy and Countervailing measures (補助金および相殺措置条例)

このうち消費者保護については、2010年を目処に法律の成立を目指している。

また競争法を補完する法令として以下のものがある。

⁴ ベトナム競争法第48条において不公正な競争行為の一類型として規定されている「違法な連鎖取引販売行為」のこと。具体的には、①連鎖取引販売に参加を希望する者に参加の条件として、預託金の支払い、一定量の初回商品の購入または一定金額の支払いを要求すること、②再販売の目的で当該参加者にすでに販売した商品をもとの価格の最低90%で買い戻すことを保証しないこと、③連鎖取引販売の勧誘行為における手数料、報奨金その他の経済的利益が、当該連鎖取引販売への参加理由の大部分を占めることになること、④連鎖取引販売への参加による利益について虚偽の情報を提供する、または加入者勧誘のために当該商品の性質・有用性について虚偽の情報を提供することを、違法な連鎖取引販売行為として禁止している。

- Decree No. 116/2005/ND-CP
競争法に係る詳細な規則、競争を制限する行為に対する執行のガイドラインおよび競争に係る法的手続きを規定している。
- Decree No. 120/2005/ND-CP
競争を制限する行為、不公正な競争行為またその他の競争法に違反した場合の措置を規定している。
- Decree No. 110/2005/ND-CP
ベトナムにおけるマルチ商法に係る活動を規定し、管理するための法律である。
- Circular No. 19/2005/TT-BTM
上記 Decree No. 110/2005 で認められたマルチ商法を行う組織の権利や、マルチ商法を行う組織が県および特別市での登録をするための方法、手順などが定められている。

5. 関連ドナーによる取り組み動向

(1) スイス政府/CUTS

スイス政府は 2008 年から 2010 年の 3 年間に 90 万スイスフラン (73 万米ドル相当) をかけて、VCAD の組織的能力の向上、内部のワークフロー改善、執行能力の強化を目的としたプロジェクトを実施している。この協力には、スイス経済省 SECO とスイスの競争法執行機関である COMCO の支援の下、経済法にかかるアドボカシーおよびキャパシティビルディングを行っている NGO の CUTS International が実施している。

内容は VCAD の職員研修、市場調査のための訓練、市場調査実施サポート、インターン受け入れ、国際会議参加支援、大学での競争法関連の講師育成などである。

このうち 2 日間の職員研修は、実施済みである。この研修は、審査官の支配的地位の濫用に係る審査活動および質問票作成をテーマに 2008 年の 3 月 3 日から 4 日まで開催した。市場調査 (携帯電話市場) については、スイス政府が調査に必要な資金を供給し、CUTS が実施に当たっての技術移転を行っている。今年中に報告書が完成する予定である。

(2) ADETEF⁵

ADETEF によるベトナム法整備支援活動は、FSP プロジェクトの一環として 2003 年から 4 年間実施された。WTO 加盟等にして、ベトナムは競争市場の整備や投資の自由化が求められていたことから、FSP では競争市場、金融セクターの監督、サービスセクターの監督に関連する政府職員の人材育成支援を実施した。

⁵ 「Assistance au Developpement des Echanges en Technologies Economiques et Financieres」: 仏経済財政工業省が 2001 年に新技術支援機関として設立、経済開発や行政改革に係る協力を行っている。
<http://www.adetef.org.vn/website/index.php>

このためプロジェクトの活動は多岐にわたっており、プロジェクトの一部として、VCAD への支援が行われた。プロジェクトの内容は、技術セミナー、国際会議への派遣、研究となっている。ADETEF Vietnam は、プロジェクトをフルタイムで管理した。以下に競争法および VCAD にかかる支援の一覧を示す。

表 競争法に関する支援

日時	場所	内容	講師/参加者/実施者	支援の方法
2004年3月9日	ベトナム	国政経済参加に際してのマーケットルール	講師：パステュエル競争評議会副議長、ラビエ元 DREE課長補佐	1日セミナー
2004年3月16日	ベトナム	市場シェアの計算	講師：フランソワ・ステイ氏 参加者：競争管理局および商工省職員60名	研修セミナー
2004年10月27-28日	ベトナム	競争分野における審査及び事案処理に係る手続き	講師：ピヨン・ランフリー氏 (DGCCRF 審査官)	研修セミナー
2004年	ベトナム	EU競争法の基礎的条約文集翻訳		ベトナム側職員政治関係者に配布
2004年11月24-29日	ベトナム	競争分野の研修の必要性評価	実施：ジャン・ベルナル・バリドン DGCCRF 第G2課長補佐	必要性評価
2005年	ベトナム	書籍翻訳「フランスにおける競争法の方向性及び運用」	実施：ADETEF	ベトナム語への翻訳/1000発行
2005年3月12-20日	フランス	競争法における組織及び機能 フランスにおける研修/人材育成の経験	参加者：レ・ダイン・ビン 商工省副大臣を長とする6名	派遣
2005年3月29-30日	ベトナム	ベトナム競争法	参加者：フランソワーズ・オベール競争評議会副議長/ジャクリーヌ・リフォー・シルクパリ商工会議所議長 実施者：ベトナム・フラ	専門家セミナー開催
2005年12月1-4日	ベトナム/ハイフォン	カルテル及び支配的地位の濫用	講師：ジャン・ルネ・ブリ DGCCRF 主任審査官	競争法研修セッション開催
2006年2月8-9日	パリ	OECDによる競争法グローバルフォーラム	参加者：競争管理局長及びその補佐の参加	派遣財政支援
2006年5月2-3日	ケープタウン	ICN年次総会	参加者：レ・ダイン・ビン 商工省副大臣その他4名の競争管理局員	派遣財政支援
2006年10月	フランス及びベルギー	消費者保護法制についての研究	参加者：競争管理局長、競争評議会議長及び同局	派遣財政支援
2007年4月	ベトナム	外国投資家向けベトナム競争法セミナー		開催支援
2007年5月	モスクワ	ICN年次総会	参加者：競争管理局及び競争評議会	派遣財政支援
2007年7月	ベトナム・ニチャン		講師：エルペール&スミスから2名の弁護士	審査官研修セッション
2007年8月	ハノイ	アセアン競争フォーラム	参加者：セルツティ氏 (DGCCRF) ヨン氏 (競争評議会)	開催支援
2007年	ベトナム		実施：ADETEF	出版活動によるアドボカシー支援

出所：ADETEF

2007年11月にはブルーノ・ラセール競争評議会議長及びヨン氏がベトナムを訪問し、ベトナム競争評議会との協力協定に署名した。この協力協定に基づき、2008年6月には競争評議会から3名及び競争管理局から職員1名がフランス競争評議会での研修を受けた。

またMaison du Droit⁶が実施するプロジェクトでは、裁判官や審査官などを対象とした 1 週間ほどの研修を本年 9 月に開催する予定である。来年度以降、この研修を継続するかどうかは決まっていない。

第4章 競争法執行上の課題及び我が国支援の在り方

1. 競争法執行上の課題

(1) 法制面の課題

ベトナム競争法に規定する違反行為は、競争制限的行為（法第 8 条に規定する競争制限的協定、市場支配的地位を有する事業者による法第 13 条に規定する濫用行為、独占的地位を有する事業者による法第 14 条に規定する濫用行為及び法第 18 条に規定する経済集中行為）及び法第 39 条に規定する不正な競争行為である。このような禁止行為の範囲の規定ぶり自体は、基本的には先進諸国の競争法と比べて遜色のないものである。しかしながら、その適用範囲等については、そもそもベトナムは社会主義国であり、競争についてのコンセプト（捉え方、競争によって達成しようとする目的）自体が根本的に異なるという点に発する差異が存在する（例えば、競争法第 15 条に国家独占分野における国の規制に関する規定が存在する点）。これらの点は、一国の経済・社会体制それ自体に根ざすものであり、今回のプロジェクトにおいて、法制面の課題として取り上げるには適さないことから、今はひとまずこれらの点を措いて、法制面における課題として、以下の点を指摘したい。

イ. 禁止対象事業者等の範囲が限定されていること

ベトナム競争法においては、その対象事業者には、一般の事業者のほか、国営企業及び外国事業者も含まれる旨明記されており、上記国家独占分野等に関する限定を除けば、その対象事業者が大きく限定されているものではないが、以下の点において、他の先進諸国の競争法よりも対象範囲が限定されているものと考えられる。

a) 一部の禁止行為には、それ自体にシェア要件がかかっていること

ベトナム競争法に規定する違反行為のうち、法第 8 条に規定する競争制限的協定は、EU 競争法にいう第 81 条に相当する行為と考えられ、日本の独占禁止法でいえば、主として 3 条後段に該当する行為（一部第 19 条に該当する行為として捉らえているものも含まれる）であると考えられる。このような行為は、EU 及び日本のいずれの国においても、原則違法の行為であり、禁止行為それ自体にシェア要件を設ける規定ぶりとはなっていない。一方、ベトナム競争法においては、5 つの事項（価格拘束、供給分割、数量制限、技術・投資制限及び拘束条件）を内容とする協定については、協定当事者のシェアが 30% 以上である場合にのみ禁止されている。

⁶ 93 年にベトナムと仏の二国間条約により設立され、本国法務省の協力を得ながら、ベトナムにおける法務や権利、国際法定基準等に係る専門的なアドバイスや普及を行っている。英語では「House of the Right」。
<http://www.maisondudroit.org/Presentation.htm>

b) 競争制限的行為には、概括的な適用除外規定が設けられていること

ベトナム競争法においては、a)に述べた5つの事項を内容とする協定及び経済集中行為については、一定の要件の下に適用除外が規定されている。日本の独占禁止法を始め、他の先進諸国の競争法においても、適用除外規定が存在するところ、ベトナム競争法に規定する適用除外規定は、その運用次第では、他の競争法における適用除外規定よりも、その範囲が広範となり得るおそれがあると考えられる。

c) 外国事業者についてはベトナムにおいて事業を行っていることを要する限定要件があること

ベトナム競争法においては、事業者の範囲それ自体として、「ベトナムにおいて事業を行っている外国事業者」が規定されており、逆にいえば、ベトナムにおいて事業を行っていない外国事業者については、その適用範囲から除かれるとの解釈が成り立つ。この点が日本を含む先進諸国の競争法と比較して限定されており、将来的に国際カルテル事件を取り扱うようになれば、問題となることも考えられるほか、より現実的な問題として、かつて日本においてみられたような、ベトナム事業者を「被害者」とする外国事業者による不公正な取引方法に該当する協定の締結のような事案において、問題となることも考えられる。

なお、事業者団体については、その適用範囲が大きく限定されていることはないと考えられるが、さらに精査を要する。

ロ. Decree 以下のレベルを含め詳細な実体規定が設けられていること

ベトナム競争法の最も大きな特徴として、違法基準が明確に定められていることが挙げられる。これは例えば、法律レベルでいえば、イ. a)で述べた5つの事項を内容とする競争制限的協定に係るシェア要件であり、また、市場支配的・独占的事業者を一定のシェアでもって規定していることが挙げられる。先進諸国においては、一般にカルテル事案において、シェアは違法要件それ自体ではないものと理解しており、日本においても同様である（競争の実質的制限性を立証するための間接事実の一つとの位置付けにすぎない）。これは、おそらく一つには、先進諸国においては、そもそもカルテル行為自体が原則違法行為であるが故であろうと考えられ、そうであれば、このような差異は、競争に係るコンセプトの違いに根ざすものであるかもしれない。しかしながら、Decree 以下において、更に、市場画定の方法が詳細に規定されていることも踏まえれば、違法基準があまりに詳細に規定されすぎており、また後述する審査期間も厳格に限定されていることを併せて考えれば、競争法違反行為に対する執行自体を困難とさせるおそれも内包しているものといえよう。

ハ. 審査期間が厳格に限定して規定されていること

ベトナム競争法のもう一つの特徴として、法律それ自体において、審査に係る手続きが明確に規定されている点が挙げられる。おおまかにいえば、競争制限的行為については、審査自体は競争管理局（VCAD）の審査官が行うが、結論自体は競争評議会（VCC）が下すこととなっており、不公正な競争行為については、すべてVCADにおいて行うこととなっているところ、これら審査の開始（申告又は探知）から結論を発するまでの手続きが、各行為に許容される期間を含め、明確に法律において規定されている。当該規定から、審査に認められる期間をみると、最大で、競争制限的行為については330日、不公正な競争行為については180日であり、例えば日本では、除斥期間が3年（これを5年に延長する法案が現在国会に提出中である。）であり、EU、アメリカ

カではそれよりも長いことを踏まえれば、比較的短く規定されている印象を受ける。さらには、ベトナムにおいては、審査手続き自体、申告・探知の精査、予備審査(preliminary investigation)、正式審査(official investigation)といった段階を踏んでなされるよう規定されているところ、これら段階ごとに期間制限が設けられている。現在、VCAD 自体の審査件数・経験が多くないことから、このような期間制限がどの程度制約要素となって働くのかは不明であるが、今後、複雑なケースを取り扱うようになれば、この点の問題が顕在化するおそれもある。

ニ. 独立性の問題

ベトナムの競争当局である VCAD は、現在のところ、商業省の一部局であり、その長官は、商業大臣の指名に基づき、首相により任命され(法第 50 条)、各審査官は、競争管理庁長官の指名に基づき、商業大臣により任命される(法第 51 条)。さらに、競争制限的行為に係る判断を行う競争評議会についても、委員の任免は、商業大臣の指名に基づき首相が行うこととされ(法第 53 条)、その委員長についても同様である(同前)。競争管理局の説明によれば、競争管理局は独立性があり、商業省の他の部局と異なり、「局」というよりも「総局」であるとのことであったが、独立性が法令上どこで担保されているのか明確ではない。さらに、実際の競争評議会委員の構成をみても、商業省、財務省、運輸省、経済省等業所管官庁の者(現職)が委員となっている。これまでのところ、競争評議会において決定がなされる行為類型たる競争制限的行為については、未だ同評議会に移送された事案がないことから、その構成の問題点が顕在化しているのか定かではなく、今後の行方を見守る必要がある。

なお、この独立性の問題については、競争管理局自身も認識しており、2010 年の法改正において見直しを予定しているとのことであった。

(2) 執行面・体制面の問題

競争法のこれまでの執行実績としては、第 3 章においてみたとおり、不公正な競争行為のうちマルチ商法に係る事案 2 件について法的措置を講じているのみであり、競争制限的行為については、未だ法的措置を講じた事例はない(現在 2 件の予備審査、2 件の正式審査を行っているところである)。その問題点としては、以下の点が考えられる。

イ. 体制・人員の不足

体制面の問題として、第 3 章においてみたとおり、体制・人員の面において不足していることが挙げられる。ベトナムにおいて、どの程度、具体的な事件として取り上げるに足る違反行為が行われているかは定かではないが、今回の調査中に聞かれた話を総合する限り、決して違反行為がないわけではないと感じられた。また、申告の数についても、ものになる情報であるか否かはさておき、それなりの数が寄せられているとみられる。そうであるとすれば、現状の人員(実員 60 名、うち審査官 20 名程度)では、絶対的に不足していることが考えられる。この点、競争管理局が、競争法のみでなく、消費者保護及び貿易救済措置もその業務の範疇であり、審査官自体が他の業務も兼任しているのが現状であることを踏まえれば、なお一層不足していることが明らかであろう。

また、人員の問題は、その多くの人員の経験が浅いことからより深刻である。ベトナムに競争法が成立・施行されたのが約 3 年前であることにかんがみれば、当初から経験豊富な人材を期待

することは、そもそも無理であろうが、前述の執行状況を踏まえれば、施行当初から競争法の執行に携わっている人材でさえ、それほど多くの実践経験を経ていることになる。他方で、ベトナム競争当局は、日本等への研修プログラムに参加するほか、韓国等にインターンを派遣して経験を積ませるなどの努力をしてきていることから、実践経験を経るチャンスが少ないなかで、それなりの人材の育成はなされてきているものと期待するが、それでもなお、人員拡大の中で、次々と経験のない新しい人材が入ってきており、これらの人員も含め、その基礎的な研修が急務となっている。

ロ. 外部の理解の不足

ベトナムにおいては、競争法自体ごく新しい法律であり、概念であることから、一般の理解が乏しいことが優に想像される。この外部の不理解は、競争法に違反する行為の横行のほか、事件の端緒の把握を難しくするという結果となる。上記イ.の対策として、いくら人員を増やそうが、その研修をしようが、入り口としての事件端緒の把握が難しければ、競争法の執行は機能していない。このため、競争法の認知度を上げることもまた急務であり、これは一朝一夕に解決する問題ではないことから、地道な粘り強い活動が必要である。また、これを予算が不足している（2008年度で年間予算45万米ドル）状況の中で行っていかねばならないことから、より効率的な方法を模索していく必要がある。

なお、外部の理解の不足に関連して留意すべき点として、司法の領域や地方レベルでの認知度の向上が必要ではないかと考えられる。特に司法の領域については、今後競争当局が多く的事案を法的に処理するようになれば、必然的にこれが司法の場で争われることも想像できることから、なるべく早いうちから、判事の競争法への理解を深めてもらう必要が生じてこよう。また、地方レベルでの認知度についても、より効率的な端緒の把握という観点からは重要であり、特にベトナムにおいては、地方の出先機関が端緒情報の処理を行うことになっているとの説明も聞かれたことから、より重要である。

2. 我が国支援の在り方

1. に述べた課題を踏まえれば、我が国支援の在り方としては、競争法の執行体制の整備・人材育成と外部への理解度の向上のための活動に注力すべきと考えられる。

(1) 競争法の執行体制の整備・人材育成

1. (2) イ. に述べたとおり、競争法の執行が未だ活発とはいえない原因の一つとして、体制・人員の不足が挙げられる。この点は、ベトナム側自身もその必要性を自認しているところであり、競争管理局長官からも、この点にプライオリティを置いた支援を求める意見が聞かれたところである。したがって、この点に重点を置いた支援を行う必要があるが、その場合、ベトナム側が支援終了後も自律的に人材強化を図っていくことができるような支援を行うことが、より持続性のある発展に資するものと考えられることから、この点も配慮した支援を行うべきである。具体的には、次のとおりである。

イ. 日々の活動の支援：審査の現状分析・問題点の把握と日々の審査活動の質の向上

競争管理局では、現在も数件の事件を審査中であり、その審査の過程において、必要な助言を行い、効率的な審査につなげていくことが望ましい。事前調査においては、具体的にどのような審査活動がなされているのか、どのような意思決定がなされているのか、どのように証拠の評価を行っているのか等、具体的な審査活動に触れることは無理であった。しかしながら、実際に長期的な支援を行うに当たっては、まずこのような点を把握し、係属中の審査事件にも適宜触れながら、必要な助言を行い、審査活動自体の質の向上を図ることが、まずは体制・人材の育成の観点からは必要かつ効率的である。日本側からの助言としては、我が国競争当局である公正取引委員会が60年以上の法執行経験を有していることから、このような経験を基にした事案における経験等の紹介・共有、問題に直面した場合の解決策の紹介・共有等が考えられる。

ロ. 日々の活動のエッセンスの共有：審査官マニュアル等の作成

1つの事件に関わる審査官は限定されており、いくら個々の審査官レベルで、個別の事件を通じて教訓を得ても、それが他の審査官に共有されない限り、組織としてのレベル向上は図れない。また、審査手続面においても、ある程度手続きの標準化を図り、審査官の間で共有することは、審査自体の効率化につながる。競争管理局自体は、このような「共通財産の共有」の必要性をあまり認めておらず、既にある程度の共有が図られている可能性もある。このため、まずはこのような審査官全体にどのような内容の情報が共有されているのかを確認した上で、必要に応じて、マニュアル等の形式により、情報の共有を図ることも検討されてよい。

ハ. 効率的な審査を目指した情報面での整備：市場画定の手法の確立と市場調査、CCID 支援

1. (1) ハに述べたとおり、ベトナム競争法においては、各審査段階に係る期限が厳格に規定されており、規定自体が非常に詳細である結果、立証に係る負担が大きいことが想定される。もちろん、これらの点の改正ができればよいし、そのための努力をすべきであろうが、法令の改正は容易なものではなく、まずは現行法の規定に沿った運用の努力をしていかなければならない。法令の運用を重ねていけば、様々な問題もみえてこようが、現状顕在化しつつあるのが、おそらく市場画定手法の確立の問題であろうと思われ、急務であろう。この点、ベトナム側も認識しているが、ベトナム側がその対策として繰り返し主張していた市場調査の恒常的な実施による各市場のシェアデータの恒常的な把握は、体制面及び予算面の制約からその実現性に無理があるものと思われ、更に、違反行為を立証する証拠としては、いずれにしても各事件・事実に適合したシェアデータが必要になることにかんがみれば、審査にどの程度役立つものであるのか不明確である。

しかしながら、いずれにしたところで、市場画定及びシェア把握の問題は回避不可能な問題であることから、まずはベトナム側と市場画定そのものについての理解を共通にした上で、どのような方策があり得るのかを検討することが有益であろう。また市場調査自体は、審査情報として利用するのではなく、規制改革・市場における競争政策上の問題点の把握・指摘の観点からは有益であり、特定の市場に限定して市場調査を実施することは有益である。実際、我が国においても過去において、競争政策と産業政策の対立は大きな問題となった時期があり、また近年においても規制改革の観点から、多くの提言を行ってきている。このような経験を紹介することも有益であろう。

なお、ベトナム側はこれまで市場調査を自前で行って来ておらず、ドナーの財政的な支援を受

けた上で、外部機関に調査自体の委託をしてきたところである。これは持続的な成長を図る観点からは適切なものとはいえず、本プロジェクトにおいては、まずはすべて自前で市場調査を行い、打ち込み・集計作業等ごく単純な労働部分に関してのみ外部委託を活用することを前提にした調査である必要がある。この自前での調査の必要性についてはベトナム側自身も認めているところであり、将来的には競争管理局の競争情報センターにおいて、調査を行えるようにしたいとのことであった。したがって、このセンターの機能強化のためにも、市場調査については前記方針で臨むことが適切である。

また、ベトナム側から同センター自体の機能強化のために、システム開発・維持等に関連すると思われる財政支援の要望があった。同センター自体は、競争管理局がその充実化に注力している組織であることから、その重要性は伺われるが、その具体的な業務内容が不明確であったほか、その支援内容が財政支援のみである可能性が高く、その場合には、当該分野への支援は本プロジェクトの趣旨に反する。しかしながら、まずはその業務内容、重要性について十分な理解に達した上で、必要かつ可能な範囲で支援を行うことも考えられる。

ニ．効率的な審査を目指した人材面での整備：審査官研修センターにおける研修を中心とした支援

人材育成の必要性については、前述のとおりだが、持続的な成長の観点からは、競争管理局において設立を予定している研修センターの機能強化を中心とした支援が最も適切である（ただし、設立にはある程度時間がかかることも考えられることから、設立前の段階においても人材育成のための研修は行うべきである）。

1. (2) イ. に述べたとおり、現状、各審査官及び人員の経験値は様々であり、ある程度実績を積んで理解を深めた審査官から、入局したばかりであるため競争法の知識すらほとんど有していない者まで存在する。したがって、このような人員の経験値別に必要な研修を分けながら研修プログラムを構築することが必要である。例えば、全体研修のほか、経験値別の研修を組み立て、必要に応じてテーマを設定した研修などが考えられる。この場合において、各研修には上記イ. ～ハ. までの各活動をフィードバックさせることが必要であり、テーマ設定等の場面で検討することが望ましい。また必要に応じて本邦研修も活用する。

持続的な成長の観点からは可能な限り、ベトナム側の審査官自身が講師となって研修プログラムを実施することが必要である。プログラム・研修資料のみが存在しても、恒常的な講師が確保できなければ、継続的に有効にセンターを活用することなどできない。

なお、ベトナム側からは、このような研修には外部の人材も出席させる必要があるとの意見が聞かれた。1. (2) ロ. に述べたとおり、外部の人材の知識の向上もベトナムにおいては執行力自体の強化に資することも考えられることから、これらの人材の研修への参加についても考慮が必要であろう。

(2) 外部の理解の向上のために

外部の理解の向上が必要なことは、1. (2) ロ. に述べたとおりである。問題は、そのためにどのような活動が必要であり、効率的であるのかについては、再度検討が必要である。すなわち、ベトナム側も支援終了後は自律的にアドボカシー活動を行っていく必要があるが故に、資金面次第である活動に重点を置くよりも、ベトナムの経済・社会に適合したコストパフォーマンスのよ

いアドボカシー活動を模索していく必要があると考えられるのである。ベトナム側の要望としては、リーフレットの作成から大規模なセミナーの各所での開催、テレビCMの放映まで幅広く、コストパフォーマンスの観点から適切な活動であるのか不明であるものも含まれていた。本プロジェクトにおいては、まずは組成するワーキング・グループにおいて、日本のアドボカシー手段についても適宜紹介しながら、どのような手段が適当であるのかについて検討を行った上で、必要かつ可能な支援を行うことが考えられる。

(3) その他留意点

本プロジェクトにおいては、支援を受けたベトナム側が長期的に自律的な活動が可能となるような支援をベトナム側のイニシアティブにより行うことを旨としており、財政面での支援が主体ではない。ただし、ベトナム側の活動全体を軌道に乗せるためには、ある程度の「初期投資」が必要であるとの考え方もあり得る。すなわち、ベトナムにおける多方面での競争法に対する理解不足は、競争法違反行為に対する世論の支持・関心が得られない、競争法執行のための体制整備への支援が受けられないといった形で、競争法執行活動を停滞させ、執行活動が停滞することにより、また、競争法の理解も向上せず、体制整備も進まないという一種の悪循環に陥る。そのような状態においては、ベトナム側にすべてを自力でまかなわせるよりも、ある程度のレベルに達するまでは、財政面での支援も併用することによって、このような悪循環を断ち切り、ベトナム側の活動を軌道に乗せる方が適切である。そうすることにより、軌道に乗った後は、ベトナム側自身での自律的な活動の継続により、レベルを維持・向上させていくことができる状態になろう。したがって、本プロジェクトにおいては、財政的支援が主体ではないことを念頭に置きつつ、可能な支援策を探ることも必要と考えられる。

第5章 プロジェクトの概要

1. プロジェクトの基本計画

(1) 案件名

(和文) ベトナム「競争法施行、競争政策実施キャパシティ強化プロジェクト」

(英文) The Project on Capacity Building for Enforcement of Competition Law and Implementation of Competition Policy in Vietnam

(2) 協力概要

イ. プロジェクト目標と成果

本プロジェクトは、VCAD が競争法執行と競争政策を効果的に実施できる体制となることを目的とし、1) 競争法執行にあたって必要な VCAD の審査機能の向上と、2) 政府内、企業、消費者、アカデミック層などへ競争法に関する知識の啓蒙普及活動を強化すること、を成果とした。

ロ. 協力期間

2008年9月(予定)～2010年6月末

ハ. 協力総額（日本側）
2 億円未満（小規模案件）

ニ. 協力相手先機関
商工省 競争管理局（VCAD）

ホ. 国内協力機関
公正取引委員会

ヘ. 裨益対象者及び規模、等
1) 直接的裨益者
競争法関連部門に携わる VCAD の職員
2) 間接的裨益者（最終裨益者）
ベトナム企業および国民

（3）協力の必要性・位置付け

イ. 現状及び問題点

ベトナム政府は 1986 年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行を進めており、さまざまな開放政策の一環として市場経済化に対応してきた。この市場経済化の流れを受けて、以前は国営企業の寡占状況にあった電気、通信、運輸といった公共サービスや、セメント、精糖、鉱業、金融、石油といった基幹産業に対しても、国営企業改革が行われている。2001 年から 2005 年にかけて 3,590 社の国営企業がリストラされ、そのうち 2,347 社が株式化された。また 2006 年には 420 社が株式化されるなど、民営化が進んでいる。一方、名目 GDP に占める国営部門の構成比は 40%程度と、未だ大きなシェアを占めている。さらに民営化を推進するためには、経済基盤の整備としての関連法整備が重要となっている。

また、ベトナム政府により市場開放、外資導入策が積極的に進められてきた結果、対ベトナム直接投資も拡大してきている。アジア通貨危機の影響を受け、ベトナムへの投資は 1999 年に 1996 年の 4 分の 1 以下になったが、その後、投資促進策を実施したことにより徐々に回復し、2006 年には 102 億ドルと過去最高額を記録した。日本の対ベトナム投資も 2004 年ごろから増え始め、2000 年に 26 件であった直接投資件数が 2005 年には 100 件を超え、2007 年には 154 件となった。加えて、2007 年 1 月 11 日にベトナムは第 150 番目の WTO の正式加盟国となった。これによりさらなる市場開放が進むと期待されている。

こうした中、ベトナム政府は、経済開放政策の一環として市場経済化に対応すべく法制度の整備を進めてきた。具体的には、民法をはじめ、商法、知的財産法、投資法、企業法などであり、相次いで関連法の改正・施行を行ってきている。その中で経済の健全な成長、民間活力の促進、企業と国民の繁栄をしていく上で重要な法制度として、競争法が 2004 年に制定され、2005 年 7 月 1 日に施行されたところである。このように競争法の法整備は進められたものの、執行面で十分な経験がないことから多くの課題を抱えている。人材と予算の不足、法執行のノウハウや法解釈のあり方、また国民（消費者）、企業、他関係省庁の競争政策に対する理解不足などが課題として挙げられる。こうした認識の下、ベトナム政府は日本に協力を要請し、JICA は 2005-2006 年に開発調査「競争法施行に係るキャパシティビルディング計画支援調査」を実施したところである。同調査ではその提言において今後留意すべき重要なポイントとして、審査官の育成、人材育成プログラム計画の策定・実施など競争法の執行体制の整備・人材育成に向けた取組の必要性や、関係

省庁・機関との情報共有化推進など外部への理解度の向上のための活動の必要性を指摘している。

ロ. 相手国政府国家政策上の位置付け

上述のとおりベトナムの競争法は施行されたばかりであり、執行体制の整備・人材育成に係るニーズは非常に高い。また Decree No. 06/2006/ND-CP における VCAD の機能、権限、組織に関する規定で明らかにされているとおり、同組織は、ベトナム市場経済の維持・向上において非常に重要な役割を期待されている。こうした認識から、同機関の競争法部門の機能を強化する本プロジェクトは、市場競争の環境整備を一層促進させようとしているベトナム政府の方針に合致しているものと判断される。

ハ. 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け

我が国の対ベトナム国別援助計画では「人作り・制度作り（特に市場経済化移行支援）」を重点分野・課題別援助方針としている。また 06 年度版 JICA 国別事業実施計画においては、将来の成長促進のための基礎的な条件を形づくることを目的として、「成長促進」、「生活社会面での改善」、「制度整備」を対ベトナム援助の「3本の柱」としているところ、本プロジェクトは、「人作り・制度作り（特に市場経済化移行支援）」及び「制度整備」に合致している。

(4) 協力の枠組み

[主な項目]

イ. 協力の目標

a) 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

プロジェクト目標は「VCAD が競争法執行・競争政策を効果的に実施できる体制が整う。」こととした。競争法を推進するにあたっては、まず執行機関である VCAD の実施体制を確立することが重要である。

またプロジェクトの目標の達成度を測る指標については、次のような指標が考えられる。

- ・ 申立て・探知件数
- ・ 審査実施件数
- ・ 企業等相談件数
- ・ VCAD の予算・人員の推移

企業や一般人が競争法を認知し、審査官の能力が向上することにより、苦情申告および探知の件数が増えると考えられる。また取り扱う事件件数が増え、能力を持った審査官が育ち人数が増えれば、審査件数や相談件数が増えるはずである。さらに競争法を効果的に実施する体制となるためには、十分な予算と職員数が必要である。

b) 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

「ベトナム国内の市場において公正・公平な競争が促進される。」を上位目標とした。これは本プロジェクトの実施の結果、VCAD が競争法を執行していくことにより、不公正な競争が是正され、市場の参加者が競争市場の重要性を認識し、法を遵守することによって達成されると思われる。また上位目標を測る指標を以下に示す。

- ・制裁措置発動件数（社数・課徴金納付額）
- ・国内及び海外企業による新規参入業者数
- ・社会での浸透の度合い

審査件数が増えれば、処罰の件数は増加すると思われる。また公正・公平な競争が進んだ市場においては、市場への参加件数は増加すると思われる。加えてVCADの活動の結果、社会における競争法およびVCADの認知度は向上すると期待される。

c) 成果と活動

本プロジェクトにおける具体的な成果として、「VCADの審査機能が向上する。」と「政府内、企業、消費者、アカデミック層に対し、競争法に関する知識が啓蒙・普及される。」の二つを実現することを想定している。審査機能はVCADの中心的機能であり、審査機能が強化されることにより競争法を執行するための体制が一部整うことになる。一方で、競争法に関する知識が啓蒙・普及することにより、公正・公平な競争を企業・人々が認識することができるようになる。これにより違反事件の申告も増えるものと期待される。活動については、第4章「2. 我が国の支援の在り方」を参照。

[成果 1]

VCADの審査機能が向上する。

[成果 1 の指標]

- ・助言を得た／マニュアルを使った審査件数
- ・制定・改訂されたガイドライン、審査官マニュアルの数
- ・市場調査の実施回数
- ・研修プログラムの制定
- ・アンケート調査の回答
- ・研修講師指導要領の制定
- ・研修実施回数と延べ人／日数

[活動 1]

- 1-1 審査活動の現状分析を行い、問題点を特定する。
- 1-2 助言を得た審査活動を通じて、審査能力の向上を図る。
- 1-3 必要なガイドライン、審査官のためのマニュアル等を作成する。
- 1-4 市場画定の手法に係る技術の向上を図る。
- 1-5 ターゲット市場における競争上の問題点を把握するための市場調査を実施する。
- 1-6 1-1～1-5の活動に基づき、審査官研修センターにおける研修プログラムを策定し、実施する。
- 1-7 組織された作業グループにおいて審査の観点から情報センター（CCID）の機能を構築し、必要および実現可能な範囲で活動を実施する。
- 1-8 研修センターの設立のためのコンセプト案を策定する。

[成果 2]

政府内、企業、消費者、アカデミック層に対し、競争法に関する知識が啓蒙・普及される。

[成果 2 の指標]

- ・アドボカシー活動実績

[活動 2]

- 2-1 アドボカシーを担当する作業グループを組織する。
- 2-2 効果的なアドボカシーの方法について検討する。
- 2-3 2-2 に基づきアドボカシー活動を実施する（セミナー、ワークショップ、リーフレット等）。

d) 投入

【日本側】

- * 専門家派遣
 - 長期：競争法にかかるキャパシティビルディング
 - 短期：必要に応じて派遣（セミナーやワークショップの開催）
- * 供与機材：必要に応じて考慮
- * 本邦研修：2 回程度
- * 在外事業強化費：各種ワークショップ／現地セミナーの開催、マニュアル等印刷、プロジェクト事務所経費等

【ベトナム側】

- * カウンターパート配置：Project Director、Project Manager、技術カウンターパート
- * 専門家のための執務室
- * VCAD 職員旅費など

(5) 外部要因（満たされるべき外部条件）

イ. 成果（アウトプット）達成のための外部条件

- ・カウンターパートが継続してプロジェクト業務に従事する。
- すべての職員の離職を止めることはできない。しかし、今回のプロジェクトに関わると思われる VCAD 職員人数は全体で 60 人、うち審査官は 22 人であり、また今後増えていく予定であることから、目標達成が困難になるほど職員が離職するとは想定していない。

ロ. プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・競争法執行に関し、VCAD が十分な予算が与えられる。
- ・VCAD、VCC の独立性が保たれる。
- ・ 訓練した職員が離職しない。

長官との面談で、今後職員が増加することは確認した。問題は予算で、毎年増加しているものの、活動に十分な予算を現在のところ確保できていない。しかし、本プロジェクトに必要な予算に関

しては、VCAD 側が確保に向けて努力するとの言質を得た。独立性の問題については、第 4 章を参照。

ハ. 上位目標達成のための外部条件

- ・ VCAD の競争法・競争政策に係る取り組み方針が一般に支持される。
- ・ VCAD、VCC の独立性が保たれる。

第 4 章で VCAD および VCC の独立性の問題について述べたように、現在は問題が特段顕在化していない。しかし、執行するにあたり重要な問題であることは VCAD が認識しており、今後（一つの節目としては 2010 年）、より効率的な執行体制を確保するための改善に向けた取り組みがなされると期待される。

ニ. 案件実施の前提条件

- ・ ベトナムの競争政策の方向性が変わらないこと。
- ・ VCAD に、プロジェクト活動に影響を及ぼすような組織改正や再編がないこと。

2005 年に競争法は執行されたばかりであり、現行の枠組みを続けていくとの意見が VCAD から出されている。また組織改編についても、現在整いつつある段階で大きな変化はないものと思われる。しかし 2010 年には、ベトナム新 5 ヶ年社会経済計画の策定に合わせた競争法の改定などが予想されるため、組織再編有無の動向については注意が必要である。

2. 事前評価結果

(1) 妥当性

競争法は 2005 年に施行されたばかりであり、その執行にあたっての技術支援は必要かつ緊急を要するものである。2006 年に Decree No. 06/2006/ND-CP によって機能、権限、組織が規定されている VCAD は、現在当該 Decree に定められた職務を果たすべく職員を新規に雇用し、新たに競争情報センターやホーチミン事務所を整備するなど、その組織整備に取り組んでいるところである。こうした組織整備の途上にある組織に対して、キャパシティビルディングを中心とした必要な技術支援を行う本プロジェクトの妥当性は高い。

本プロジェクトは、我が国の対ベトナム国別援助計画（2004 年 4 月）及び JICA の国別事業実施計画（2005 年 12 月）の方針にも合致しており、政策的にも本プロジェクトによる支援の優先度は高い。

また本プロジェクトは、JICA が 2005-2006 年に実施した開発調査「競争法施行に係るキャパシティビルディング計画支援調査」の提言に基づくものであり、開発課題に対する効果が期待できる。

他国（ドナー）も、VCAD に対して様々な支援を実施してきた。その多くは短期的なもので、すでに終了したプロジェクトもある。その中でスイスからの技術支援は、本プロジェクトと支援期間が重複しているが、VCAD は数多く課題を有していること、当方のプロジェクトとその手法等にお

いて相違があることから、本プロジェクトと分業することが可能で、活動を調整することにより、シナジー効果が期待できる。

(2) 有効性

プロジェクト目標は、VCAD が競争法執行・競争政策を効果的に実施できる体制にすることである。このプロジェクト目標の達成は、審査機能が向上することによって VCAD が社会的に信頼される機関になること、また社会における競争法の認知度を高めることによって、企業や市民がより良い競争環境を整備していくことに関心を持つことによってもたらされるものと考えられる。

こうした問題意識は、先行して行われた開発調査の提言からも明らかである。競争法が成立してから、3 年が経過しており、その間に事件を数件扱っているため、組織上、運営上の問題点が明らかになりつつある。特に VCAD は審査官の経験不足からくる問題を認識しており、今回のプロジェクトにおいて経験豊富な公正取引委員会の専門家が派遣され、実地における支援の重要性及び効率性について、VCAD 側の十分な理解と協力が得られれば、それによって職員の能力は相当程度高まることが期待される。

組織として効果的に競争法を実施するためには、職員のスキル向上に加えて、執行に係る十分な予算の裏付けが重要である。さらに国営企業が多いため、競争法執行において他政府機関との摩擦もある程度予想される。VCAD が、法に従った執行をより長期的に適切に行えるよう、十分な独立性と権威を有し、また予算面においても十分な体制が整備されることが、プロジェクト目標の達成において、重要な要素となると考える。

(3) 効率性

先行して実施した開発調査において、市場調査、アドボカシー活動、技術移転セミナー等が実施された結果、ひととおりの成果が発現されていることから、本プロジェクトにおいて計画されている活動についても、本プロジェクトの趣旨について VCAD 側の十分な理解と協力が得られ、その高いオーナーシップが発揮されれば、高いアウトプットが産出されることが期待される。また同じく先行調査から、計画されている投入によって、すべての活動が実施可能であると推測される。投入のタイミングは、現在、開設したばかりの審査情報センターの運営状況やこれから設立に向けて準備する審査官訓練センターの進捗状況等にも多少影響される可能性があるものの、活動はある程度の柔軟性を持たせており、実施に大きな支障は生じないと思われる。

外部条件として挙げられている職員の離職については予測が難しい不確定要素であるが、組織・業務とも拡大傾向にあり、大量に職員が離職するとは考えにくい。また、カウンターパート予算の確保については、ベトナム側の予算年度は 1 月-12 月であるところ、プロジェクトの立ち上げ準備と同時に VCAD が必要な予算措置の準備を行っているところである。

本プロジェクトは JICA が実施している他のキャパシティ向上プロジェクトの予算規模と比べて大きな違いはなく、コスト面が過大であるとは言えない。

(4) インパクト

VCAD が競争法を効率的に運用・執行できるようになれば、社会（企業や一般市民）からも信頼され上位目標が達成できる。またアドボカシー活動によって企業や市民が競争法についての知識を

得、不公平、不正な競争に対する抑止力になることが期待できる。現在の状況からみてベトナム政府が市場経済化の方向性を急に変えるとは考えられない。ただし、ベトナムの市場規模や経済構造上、競争法の執行が及ばない領域がある可能性があること、社会的な法に対する不信感などにより、競争的市場環境の整備が遅れる可能性がある。逆に公平な競争が確保されれば、民間企業の発展や外資企業の誘致にもつながり、ベトナムの経済発展に寄与すると思われる。

(5) 自立発展性

VCAD の職員は平均年齢が若く、今回の調査団に対する資料提供や質疑応答に対しても反応が早いことからやる気に溢れており、プロジェクトの成功に向けて期待が持てる。しかし、より短期的な資金面での援助を多くのドナーから受ける一方、JICA の援助のような、自立的発展を目的とする長期専門家の派遣を受けての技術面を主眼とする援助を受けることは初めてであることもあり、その趣旨について理解しているとは言い難い反応も多くみられた。このため、自立発展性の観点からは、VCAD 自身が本プロジェクトの趣旨を真に理解し、協力することが必要不可欠といえる。

VCAD においては、設立当初の職員数から大幅に増員しており、その実施能力は、大きく改善していくものと思われる。競争情報センターやホーチミン支所を開設しており、業務の拡張も見込まれている。さらにダナン事務所や審査官訓練センター等、業容拡大と共に体制を整備する方向にあり、プロジェクト終了後も、組織的には自立的に発展することが見込まれる。アドボカシーについても今まで VCAD が独自にセミナーを実施したり、Web-site の更新を行ったりしているため、アドボカシー活動は続けられると推測される。(ただしセミナーの実施にあたっては、これまで多くの場合スポンサーを探す必要があった由。)

普及のメカニズムとして、研修プログラム等の作成をプロジェクト期間中に完成する予定であるが、プロジェクト期間中に VCAD がこれらを活用・運用することができるように日本側が指導することによって、継続性が保たれると思われる。

自立発展性を阻害すると思われる要因としては、前記 VCAD によるプロジェクトの趣旨の理解不足のほか、不十分な予算確保が挙げられる。予算確保にはベトナム政府内で、競争法執行・政策の重要性が十分に理解される必要がある。そのためには、競争法執行の実績を重ねることが有効と思われ、その意味で審査官の能力向上は重要である。

(6) 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

該当せず。

(7) 過去の類似案件からの教訓の活用

2005 年-2006 年に実施した開発調査から以下の教訓を挙げる。

イ. 開発調査で行ったワークショップ/セミナー、小冊子作成を含むアドボカシー活動、市場調査は、カウンターパートにとって非常に有益であった。特に競争法を紹介した小冊子は、今も有効に活用されている。問題は、VCAD 自身に増刷する予算がないことであり、今後は印刷費用の削減の工夫や印刷費用の負担してくれるスポンサーの確保などの措置が必要であると思われる。

- ロ. 公正取引委員会からの長期専門家の現地における活動などを通じた共同体制をプロジェクトの中核として組み込んでいくことは、先方の実務の改善に向けた人材育成の観点から非常に重要かつ有効である。この点について、カウンターパートの理解が必要である。
- ハ. 本件は、前回開発調査とは違って技術協力プロジェクトであり、カウンターパート側のオーナーシップ（主体的な活動の実施、予算の確保など）が求められている。最終的にミニッツの署名に至ったものの、この点についての十分な理解が長官以下、組織全体としてVCAD側に存在しているのかやや疑問であり、今後最大のネックとなる可能性があることから、調査団は本調査期間中に何度もカウンターパートに説明し理解を求めた。

(8) 今後の評価計画

- イ. 終了時評価：2010年2月

以上

Questionnaire

0 Related regulations and related manuals and guidelines

0-1 Please specify the names of the related regulations including ordinances with their description.

0-2 Do you have any expected/scheduled amendments of the competition law and related regulations?

0-3 Please specify the names of the established manuals and guidelines with their description.

0-4 Do you have any expected/scheduled amendments of the manuals and guidelines?

1 Status of the Vietnam Competition Council (VCC)

1-1 Please provide us a Members List of VCC.

1-2 Has the operational rules of VCC been issued?

1-3 Please describe the mandates and specific activities of VCC.

1-4 How many competition cases has VCC dealt so far? Please specify some examples.

2 Status of the Vietnam Competition Administration Department (VCAD)

2-1 Please provide us information of VCAD (Breakdown of budget by usage and by year, number of staff, number of investigator)

2-2 Please provide us the organization chart and information about function of each department, name of head of each department.

2-3 Please explain the actual activities or assignments of HCMC Representative Office? How do you train staff of this office?

2-4 Please provide us the information about the plan of Da Nang Representative Office (month/year of establishment (plan), role of the branch office, number of staff, activities)

2-5 Please explain the actual activities of Information Center and the list of equipments procured for the Info Center. Do you have any difficulties in order to run the center?

2-6 Please describe the plan of the Investigator Training Center (month/year of establishment, role of the center, number of staff, activities) and the list of equipments to be procured for the Training Center.

2-7 Does VCAD have the Staff recruitment/deployment plan as a whole and as according to each department?

2-8 Please explain the relationship between MoIT and VCAD in terms of human resource, organization, law enforcement, autonomy, management of state-owned enterprises (SOEs), etc.

3 Indicator of activities (figures in each year 2005, 2006, 2007, 2008)

- 3-1 Number of complaint dossiers received (restrictive competition, unfair competition)
- 3-2 Number of signs of violation being detected by VCAD (restrictive competition, unfair competition) ?
- 3-3 Number of preliminary investigation conducted by VCAD (restrictive competition, unfair competition)
- 3-4 Number of official investigation conducted by VCAD (restrictive competition, unfair competition)
- 3-5 Number of hearing organized by VCC
- 3-6 Number of decisions of cases made by VCC (restrictive competition) or VCAD (unfair competition)
- 3-7 Number of cases under investigation
- 3-8 Status of investigation activities (difficulties or challenges faced during investigating violation cases)

- 3-9 Number of administrative preventing measures imposed by VCAD
- 3-10 Number of warnings, total amount of fines, number of additional sanctions and of remedying measures imposed for **unfair competitive practice**
- 3-11 Number of warnings, total amount of fines, number of additional sanctions and remedying measures imposed for practices in **restrain of competition.**
- 3-12 Number of complaints appealed to the people's court
- 3-13 Number of specific sectors exempted from an application of the Competition Law, based on exemption provisions. Please specify actual cases of exemptions and their reasons.
- 3-14 Number of notifications and confirmation of economic concentration where the participating parties have a combined market share of 30% to 50%

4 Needs of technical assistance

4A Human resource development

4A-1 Does VCAD have the HR development plan?

4A-2 Does VCAD have the specific goal of HRD especially for investigators?

4A-3 Please explain the progress or achievements of the HR development. Which division is responsible for designing the HRD?

4A-4 Does VCAD have any problems or challenges faced when VCAD increases the number of staff?

4A-5 Please indicate the goal of the training program and its status quo.

4A-6 Are there any instructors (trainers) exclusively for training purpose? If so, how many instructors in VCAD? Do they have teaching manuals?

4A-7 Please explain how VCAD operates the training center (goal and status quo)?

4A-8 Does VCAD have any problems or challenges faced during the implementation of the training?

4B Market research

4B-1 For what purpose does VCAD use market research?

4B-2 Does VCAD have any plan to implement market research? If you do, please specify it's goal and status quo.

4B-3 Please explain the results of the implementation of the market research in the past.

4B-4 Please explain difficulties and weak points of the market research.

4B-5 Please explain the database for automatic alert and how to collect data.

4C Competition advocacy activities

4C-1 Please explain how VCAD coordinates with specific sector regulators on competition matters

4C-2 Please explain how VCAD involves into the process of making of regulations in specific sectors

4C-3 Are there any formal procedures to coordinate with specific sector regulators, or to express opinions to them?

4C-4 Are there any provisions to give VCAD the mandate to coordinate with specific sector regulators?

4C-5 Do you have any plan of PR activities? What is the goal of this plan?

4C-6 Please explain PR activities (date, place, target and number of participants, contents) VCAD has done.

4C-7 Please provide us if you have any brochures or publications made by

VCAD.

4C-5 Please explain how VCAD manages and operates the web-site. Does VCAD have any difficulty in it's operation?

4D Others

4D-1 Do you have any capacity development/strengthening plan of VCAD?

4D-2 Please explain progress of making the internal interpretation of law and regulation. Do you have any challenges?

i) For example, For example, please explain the followings: "agreements"(Art 8 Do "agreements" include tacit collusion? Do they include vertical restriction? If so, what is the difference between competition restriction agreements and abuse of monopoly or dominant position, or between them and constraint in business in Art 39?), "unreasonable sale prices"(Is it a question about the price level? Are other factors taken in account?)

ii) How do you define "relevant market" and "market share" in the cases?

iii) What is the scope of the Competition Law to the foreign enterprises and state-owned enterprises (SOEs)?

iv) Do you have problems about interpretation of law? Please explain if any.

4D-3 What kind of manuals for investigators are already prepared? And what manuals for them are needed in the future?

4D-4 Has any decree or circular been issued after 2006?

5 Expectation on this project

5A Evaluation of the past JICA project (2005-2006)

5A-1 Did you find any good points of JICA activities? Please explain.

5A-2 Was there any point needs to be modified

5A-3 What did the staff acquire from this project?

5B How to maintain the ownership with this project.

5B-1 Please explain how VCAD will participate in the project

5B-2 Do you have budget allocation for this project?

5B-3 How many staffs will be able to participate in this project?

5B-4 How will VCAD transfer the knowledge and information to the direct beneficiaries?

5C Main goal and achievements of this project (Expectation of VCAD)

6 Relevance

6-1 Please explain related policies for competition law

6-2 Please describe other donors' assistances from 2006 (including dispatching staffs to overseas trainings or seminars)

Name of the donor

Name of program/project

Period/duration

Purpose

Major activities and achievements

6-3 Please explain the relationship with industrial organization such as VCCI (e.g. exchange information, ask their comments on competition issues, etc.)

6-4 Please give us summaries of actual cases dealt with so far.

6-5 How do you ensure the independence of VCAD? Do you have any issues or challenges for maintaining the independence?

7 Questions for other related organizations such as Hanoi Industry and Trade Department and Market Management Department of MOIT.

7-1 Please explain the relation between your organization and VCAD (or the competition law).

7-2 Do you have any cooperation scheme with VCAD in terms of information exchange and investigation?

7-3 Evaluation and expectation of VCAD and competition policy.

7-4 Is there any conflict between competition law and other policy such as the industrial policy?